

2026年10月1日発行 第26巻第10号(通巻604号)

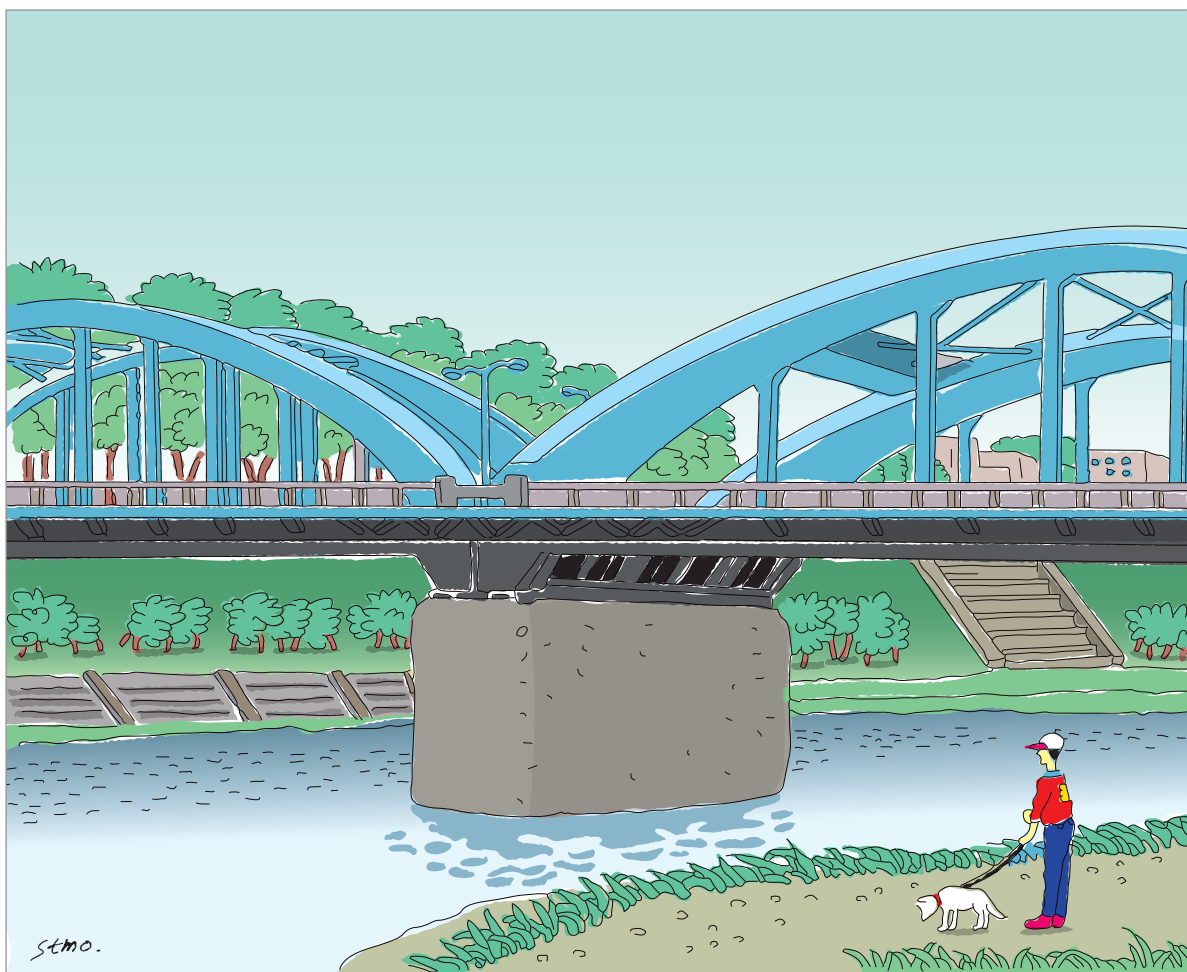
LIBRA 2026年 10月号

〈特集〉

いじめ対応と重大事態調査の最前線

〈クローズアップ〉

2026年度 夏期合同研究



思い出



先日、退職した事務員さんが、「わあ、きれい。どこですか。」
「奥に見えるのは八ヶ岳、小海線という路線。晩秋のローカル線が好きなんだ。」
西日差し込む午後のブースで…。
いつも隣で職務に励んでいた事務員さん、今までありがとう。
今頃は新天地で活躍していることでしょう、頑張って！
小海線 佐久広瀬－佐久海ノ口

会員 五反 章裕 (63期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年10月号

特 集

02 いじめ対応と重大事態調査の最前線

- 1 今、何が起きているのか。
学校のいじめ対応の変遷と現在の課題 朝妻理恵子
- 2 子どもたちの目線から見る「いじめ」
～いじめに関するアンケートを通じて～ 極山ひかり
- 3 弁護士へのアンケートから見えた
いじめ重大事態調査をめぐる現状と課題 田伏いづみ
- 4 子ども中心のいじめ解決のために、
何が求められるか—多職種からの提言— 佐藤香代

ニュース&トピックス

- 18 ・東京弁護士会・国連UNHCR協会協定締結記念友好イベント報告
・2026 沖縄シンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日を迎えて—」

クローズアップ

22 2026年度 夏期合同研究

連 載 等

- 21 理事者室から
東弁ウエストサイドストーリー 鈴木 剛
- 29 東弁今昔物語～150周年を目指して～
最終回 過去から未来へ 田中みどり
- 30 人権問題最前線
第39回 自弁物品使用制限事件 菊地武夫
- 31 今こそ変えるぞ! 再審法
第13回 再審法改正の国会審議の状況について(後編) —再審法改正の成立—
河井匡秀
- 32 経験者に聞く弁護士任官—Season4—
第3回 20年を振り返る 青木裕史
- 34 憲法訴訟のいま
第13回 逃げた多数意見、輝く反対意見 内田雅敏
- 36 法律家のための税法知識
第16回 税務調査手続における実務と法務の概要 野崎洋平
- 38 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会/バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告
「刑事事件における通訳人の確保及び育成」について 延増拓郎
東京家庭裁判所委員会報告
「職員のエンゲージメントを高める取組について～マネジメントを中心に」について
中山美恵子
- 41 こんな活動しています～法律研究部・同好会～
vol.17 不法行為法研究部 不法行為法研究部活動紹介 志賀 晃
- 42 わたしの修習時代：修習時代に得たものと部長の銅像 47期 山崎雄一郎
- 43 78期リレーエッセイ：海を目指して、陸を走る 松田大地
- 44 お薦めの一冊：『時間の比較社会学』 齋藤 賢
- 45 コーヒーブレイク：映画沼によろこそ 豊崎寿昌
- 46 会長声明
- 54 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

いじめ対応と 重大事態調査の最前線

いじめ防止対策推進法の施行から10年余りが経過し、いじめの早期発見・対応の仕組みは学校現場に定着してきました。一方で、広範ないじめの定義に対する子どもたちや教職員の戸惑い、過去最多を更新するいじめ重大事態とその調査をめぐる課題など、実務の積み重ねの中で新たな論点も顕在化しているところです。

こうした状況を踏まえ、子どもの人権と少年法に関する特別委員会は2026年2月28日、シンポジウム「子ども中心のいじめ解決に向けて～いじめ対応と重大事態調査の最前線～」を開催しました。本特集では、同委員会の会員から寄稿をいただき、学校のいじめ対応の変遷と課題、子どもたちおよび弁護士へのアンケートの結果、教育・医療・福祉の各専門家を交えたパネルディスカッションの概要などをご紹介します。

LIBRA 編集委員 中澤 泉、佐藤 顕子

CONTENTS

- | | |
|---|-----|
| 1 今、何が起きているのか。学校のいじめ対応の変遷と現在の課題 | 2頁 |
| 2 子どもたちの目線から見る「いじめ」～いじめに関するアンケートを通じて～ | 6頁 |
| 3 弁護士へのアンケートから見えたいじめ重大事態調査をめぐる現状と課題 | 11頁 |
| 4 子ども中心のいじめ解決のために、何が求められるか—多職種からの提言— | 13頁 |

1

今、何が起きているのか。 学校のいじめ対応の変遷と現在の課題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 学校部会副部長 朝妻 理恵子 (63 期)



1 はじめに

当委員会は、2026年2月28日、シンポジウム「子ども中心のいじめ解決に向けて～いじめ対応と重大事態調査の最前線～」を行った。

いじめについては、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止対策推進法」ないし「法」という）が

2013年に施行され、いじめ対応の「装置」が準備されたが、装置を作動させてから10年以上が経過し実務が積み重なってきたことにより、様々な課題も見えてきた。中でも①いじめの定義拡大によって発生している課題、②重大事態調査における課題に焦点をあて、現状を整理し今後の在り方を検討するためシンポジウムを行うこととした。

シンポジウムは、第一部で(1)問題意識の説明、(2)児童生徒に実施したアンケート調査の報告と分析、(3)弁護士に実施したアンケート調査の報告と分析、第二部でパネルディスカッションを行った。

本稿では、いま現場が感じている問題意識について、第一部(1)の内容を紹介する。

2 いじめ定義の拡大から発生する課題

(1) 法が定める「いじめ」

いじめ防止対策推進法は「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定めている（法2条1項）。

法がカバーする「いじめ」は、犯罪になるような行為（殴る・蹴るなど）、犯罪にはならないが一般的に多くの人がいじめと感じる行為（無視など／社会通念上のいじめ）よりも広く、行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を受ければ「いじめ」となる。

東京都教育委員会は「いじめ」行為の例として「リレーでバトンを落とした子供に『何やってんだ！』と怒鳴った」「発言の苦手な子供に『〇〇さんも意見を言いなよ』と強く促した」等を紹介しており、意図せず悪気のない発言も、親切のつもりでの発言も、受け手が心身に苦痛を感じれば「いじめ」になる旨が説明されている（東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】上巻46頁）。

(2) 法の定義が他の要件を不要とした背景

かつては、いじめに該当する行為の要件として「自分より弱い者に対して一方的に」という当事者間の力関係の存在が要求されていた。また、「攻撃を『継続的に』加え」として行為の継続性を要件にしていた。被害の程度も、単なる苦痛ではなく「深刻な苦痛」が求められていた時代もあった。

しかし、特に嫌がらせなどの暴力を伴わないいじめ

は、多くの児童生徒が入れ替わりながらも被害と加害を経験することが明らかになっており、「継続性」の要件があることで、被害者と加害者が入れ替わるいじめに対応できない可能性があるため要件から削除された。力関係の要件についても、何をもって優劣があるかと判断するのは難しく、判断者によって違いが出る場合もあること、弱い者に対する一方的な攻撃という典型的ないじめのイメージに限定されていじめの認知が阻まれないよう定義から削除された。苦痛の程度に関する基準も、他人がその程度を測ることが困難であることから削除された。

このように日本の定義は、いじめを見落とさないことに主眼が置かれ、いじめに当たるか否かについて評価や見解の違いが生じうる要件を削除していった経緯がある。

(3) 国際法比較

この点、諸外国では「いじめ」をどのようにとらえているか。

例えば、韓国では、学校暴力および対策に関する法律（2004年制定）のなかに「いじめ」の定めがありいじめを学校暴力行為の一形態として位置づけている。いじめを、学校の内外において、2人以上の児童・生徒が、継続的又は反復的に身体的又は心理的攻撃を加え、相手が苦痛を感じるようにする一切の行為とし、加害者の複数性、行為の継続性や反復性が客観的に要求されている点で、日本と比べいじめ行為が限定されている。

フランスは2022年に刑法典が改正され、いじめが「学校いじめ罪」（刑法典第222-33-2-3規定）として位置づけられた。被害者の尊厳を侵害し、身体的精神的健康を損なう可能性のある、学習環境を悪化させる目的又は効果を有する言動をいじめとしている。被害者への影響に着目している点は日本と同様だが、被害者が苦痛を感じたか否かに留まらず、客観的に学習環境を悪化させる危険性のある言動であることを求めていると考えられる。

こうした違いの背景は、各国では、いじめに当たる行為をした者に対して具体的な社会的制裁や刑事罰

を科すことが予定されているため厳格な基準を採用しているのに対し、日本は、子ども同士のトラブルで傷ついた子がいたら早期に発見して支援を開始することに主眼を置いていることにあると考えられる。

(4) いじめを広くとらえることの意義

行為をした側の意図や行為態様ではなく受け手の傷つきに着目するいじめ防止対策推進法の考え方は、いじめの早期発見・被害者救済という点で大きな利点がある。行為の悪質さや回数ではなく「つらい」という本人の苦痛を起点にいじめと認定し得るため、仮に、加害者から「一緒にふざけていただけ」などと主張されるような場面でも、行為の存在自体が確認されれば支援の対象として扱うことができる。

これによって、従来、学校と被害者との間でいじめ該当性について判断が分かれていた状況が改善され、広く対応が図られるようになった。

そして何よりも、定義自体が、被害を受けた子どもの視点に立つことを求めている点で「まずは本人の話を丁寧に聴く」という姿勢を制度的に後押ししやすくなり、傷ついている子どもの声を尊重する文化を促すことにつながっている。

(5) いじめ定義の拡大により発生する課題

他方で、いじめ防止対策推進法は、いじめに当たる行為の範囲について、社会一般で共有されているいじめのイメージよりも、国際比較の観点からも、大変広い定義を採用している上「児童等は、いじめを行ってはならない」と定めて子どもたちにいじめ行為を禁止し（法4条）、いじめ行為をしたと判断されると、指導を受けたり、教室以外の場所で学習を受けさせられたりすることが想定されている（法23条）。

「人を傷つける言動はよくない」という考え自体は、多くの人が共有しているところである。しかし、リレーでの一言や、発言を促した言動までもが「いじめ」とされることには、子どもたちにも現場の教職員にも戸惑いがある。未成熟さゆえに、熱中して自分をコントロールできなかったり、他人の気持ちに想像が及ばなかったりした場合にまで、いじめという社会的に重

大な嫌がらせを連想させる言葉で批判されるとなれば、「もう人とは関わらない方が安全だ」と子どもたちが考えてもおかしくない。法律のいじめの定義を厳格に子どもたちの人間関係に適用しようとする、自分らしく振る舞うことに恐れを抱いたり、感じ方の予測ができない友達とは距離を置こうと考えたりするかもしれない。このような「いじめをした側にされた」子どもたちの戸惑いは、いじめ重大事態調査での聴き取りを通じてよく接する課題の一つである。

なお、日弁連は、3年後見直しに関する意見書において、現在の定義に当事者間の優位性の要件を追加すること、いじめ行為の対象となった子どもの尊厳を侵害する（人格的価値を否定する）行為に限定することを提案し、課題解決の一つの方向性を示している。

3 いじめ重大事態調査から見える課題

(1) 問題意識の所在

法は、いじめに「重大事態」という類型を設け、調査組織を設置して調査することを定めている。弁護士は、当事者の代理人としてだけでなく、第三者性、専門性を有する重大事態調査のメンバーとして中立的な立場からいじめ調査に関与することがあるが、重大事態調査の過程で「今行っている調査が子ども達にとって有益なものとなっているのだろうか」と疑問を感じる場面に少なからず出会ってきた。

(2) いじめ重大事態とは

いじめにより、いじめられた子の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があるとき（一号重大事態）、いじめにより、いじめられた子が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるとき（二号重大事態）は「重大事態」と扱われ、法が定める対応をしなければならない（法28条1項）。

ア 重大事態調査の開始

重大事態の認知は「疑い」があれば足りる。児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたと

いう申立てがあったときは、その段階では学校や教育委員会が「重大事態とは言えない」と考えていたとしても、疑いがあるものとして調査の開始が求められる。なお、申立てに「いじめ」や「重大事態」などの単語が使われていなかったとしても、人間関係が原因で心身の異常や変化が生じているという申立てがあったときは調査にあたる必要がある。

イ 重大事態調査の手続き

重大事態が発生した場合、学校の設置者は地方公共団体の長などに報告し、調査組織を設置して重大事態調査を行う。重大事態調査の進め方に関しては、2024年8月に文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂している。ガイドラインでは、第三者を加えた調査組織にすることが推奨されていることから、多くの事案で、学校外の専門家が委員に加わっている。

調査組織は、定期アンケートや面談記録など既に学校内に存在している関連資料を精査したり、調査委員会が独自にアンケート調査を実施したりする場合もある。中でも中心的な調査活動は、関係した児童生徒からの聴き取り調査である。

(3) 統計データに現れるいじめ問題の現状

いじめ重大事態の発生件数は、小学校が586件、中学校が543件、高等学校が262件、特別支援学校が13件、合計1404件で過去最多となっている（文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」）。

このうち「重大事態」として扱われる以前から「いじめとして認知していた」ものは65.1%ある。これらは、いじめとして認知して対応していたにもかかわらず重大事態に発展してしまったケースと言える。

また、重大事態として扱われる前は「いじめと認知していなかった」34.9%のうち、重大事態として扱われる前から「いじめに該当するトラブルの情報自体はあった」ものが14.7%ある。これらは、いじめに該当するトラブルを「いじめ」として早期に認知して対応できていなかった状況を推認させる。

(4) 重大事態調査から見える具体的な課題

ア 子ども本人に会えないケース

重大事態調査に取り組もうとしても、いじめ被害を訴えている対象児童生徒本人に会えない。聴き取りができず、何が本質的な課題であったのか十分な把握ができないケースが相当数確認されている。これは、子どもの権利条約の基本原則である子どもの最善の利益の確保、意見表明権保障の観点からも課題であると考えている。

イ 交叉事案

重大事態調査それ自体が、被害を訴える子どもと周囲の子ども達との間で溝を作るきっかけになっていることがある。重大事態調査は「被害を受けた」と訴えている子どもに対していじめがあったかどうかを調査するものであるから、制度として必然的に、訴えている子どもを「被害者」と固定して調査を進めることになる。

これに対し、被害を訴えている子どもが、別の場面ではいじめ加害をしていた場合など、被害と加害が相互に交差している事案（交叉事案）では、当該重大事態調査において、いじめを「した」側とされて調査対応を迫られる子どもや保護者から「自分も傷つけられたのに、一方だけが被害者として扱われることに納得がいかない」などの不満を寄せられることがある。

このように、調査によりかえって被害を訴える子どもと周囲の子ども達との間で感情的な対立が深まり、関係修復が困難になっているケースが存在する。

ウ 調査と関係修復の取組みの分断

いじめを認知した初期の段階から組織的に調査が行われるようになった反面、調査と関係修復に向けた取り組みとが切り離され、関係修復への取り組みが停滞している状況も見受けられる。調査中も関係者の学校生活は続くが、関係修復を主導する立場となり得る担任・学年主任・管理職が、当該重大事態調査で「調査をされる側」になっているケースも多々存在する。いじめの認知から調査完了までの期間が長くなることも相まって、教職員が関係修復への取り組みに関与することの難しさが生じている。

4 おわりに

いじめ問題の当事者は子ども達である。子ども達の声を聴く、本質的に声を聴き「子ども中心のいじめ

解決」を目指すことによって、現在発生している課題を解消するための気づきや方向性が得られるのではないかと考えている。

2

子どもたちの目線から見る「いじめ」 ～いじめに関するアンケートを通じて～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 委員 極山 ひかり (76 期)



1 はじめに

シンポジウムのタイトル「子ども中心のいじめ解決に向けて」とある通り、いじめに関して、まずは子どもたちの気持ちを知りたいとの思いから、アンケート調査を実施した。3893 人もの子どもたちにアンケートに協力してもらい、大変貴重なデータを集めることができた。

2 アンケート調査の時期、方法等

2025 年 10 月から 12 月にかけ、全国の 3893 人の小学校 4 年生から高校 3 年生を対象に、Google フォームに回答する方法で、いじめに関するアンケート調査を行った。

3 各学年の回答人数と割合 (質問 1)

各学年の回答人数と割合は以下の通りである。

- 小学 4 年生：339 人 (8.71%)
- 小学 5 年生：377 人 (9.68%)
- 小学 6 年生：240 人 (6.16%)
- 中学 1 年生：491 人 (12.61%)
- 中学 2 年生：384 人 (9.86%)
- 中学 3 年生：360 人 (9.25%)
- 高校 1 年生：689 人 (17.70%)

- 高校 2 年生：583 人 (14.98%)
- 高校 3 年生：430 人 (11.05%)

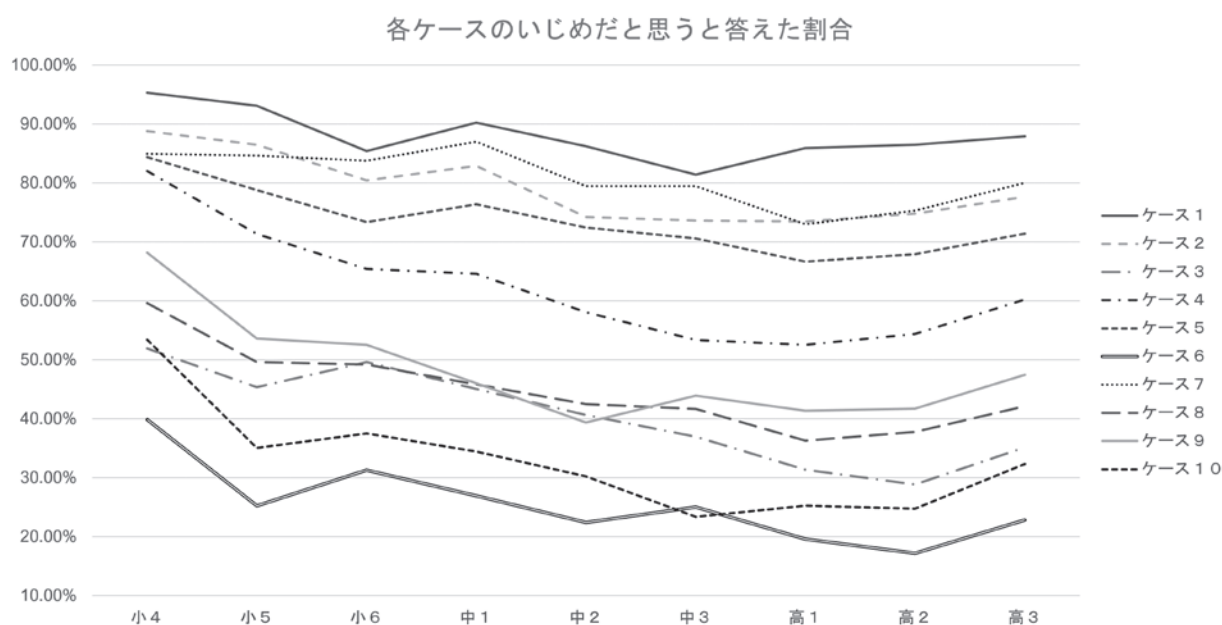
4 10 パターンの様々なケースの「いじめ」をいじめだと思うか (質問 2)

(1) 10 パターンのケース

いじめ防止対策推進法上のいじめにあたる 10 パターンの態様の「いじめ」について「いじめだと思うかどうかを、子ども自身の感覚で教えてください」という質問をした。各いじめの態様は以下の通りである（なお、〈 〉記載の概要部分はアンケートフォームに記載していない）。

- **ケース 1 〈暴行〉**：A は、B から、たたかれたり、けられたりして、いやな気持ちになった。
- **ケース 2 〈暴言〉**：A は、B から「キモい」「うざい」と言われ、いやな気持ちになった。
- **ケース 3 〈いじり・からかい〉**：A は、B が「A って、じつは C のこと好きなんじゃね？」といじってくるので、いやな気持ちになった。
- **ケース 4 〈陰口〉**：A は、B たちが「A って自分勝手だから同じ班になりたくないよね」と話している声が聞こえて、かなしい気持ちになった。
- **ケース 5 〈やる気から来る発言〉**：A は走るのが苦手で、リレーで A のチームはビリだった。同じチームの B から「A のせいで負けた」「A がい

【図1】 質問2の結果（学年を横軸としたもの）



なければ勝てるのに」と言われて、Aは、かなしい気持ちになった。

- ケース6〈誉め言葉のつもりの発言〉：Aは、Bから「Aは小さくてかわいいね!」と言われたが、Aは身長が低いことを気にしていたので、いやな気持ちになった。
- ケース7〈SNSいじめ〉：Aは、Bがクラスのインターネット上のグループ（LINEグループなど）に、Aの変な顔の写真をのせたので、いやな気持ちになった。
- ケース8〈陰口を言われていることの伝達〉：Aは、Bから、「CたちがAの悪口いっているよ」と伝えられていやな気持ちになった。
- ケース9〈目の前での仲間はずれ〉：AとBはクラスも部活も一緒であるが、部活の帰り道、Bは部活メンバーにお菓子を配って食べていたが、Aには渡されなかったので、Aはかなしい気持ちになった。
- ケース10〈自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと〉：AとBとCは、いつも一緒にいる友達であるが、ある日、BはCだけを誘って二人で遊びに行った。そのことを後から知ったAは、かなしい気持ちになった。

(2) アンケート分析

ア 回答結果全体の傾向・【図1】

いじめだと思うと答える子どもの割合は、年齢が低いほど多く、その割合は主に小4から高1にかけて減少し、高1から高3にかけてやや増加することがわかった。

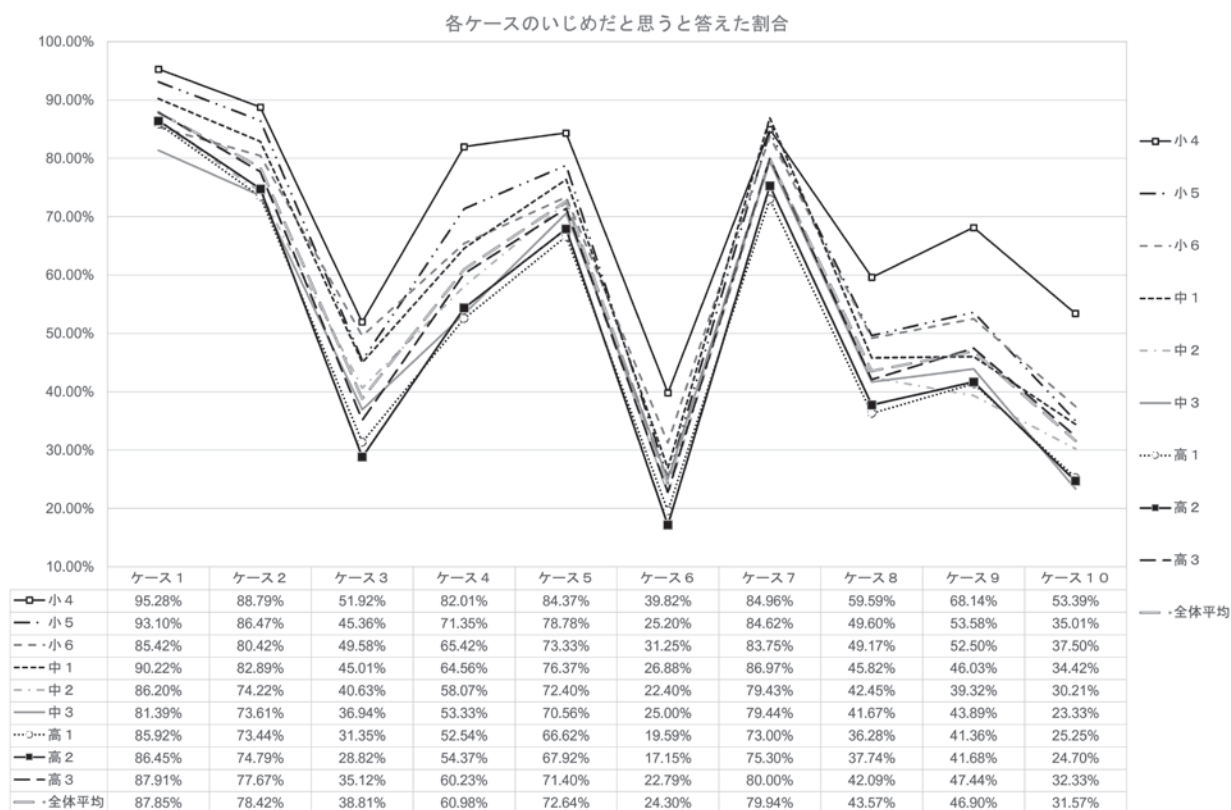
イ 学年ごとの分析・【図2】

小4の「いじめだと思う」との回答割合は、多くの質問で全体と比して抜きん出て多い結果となった。また、多くの質問でいじめだと思うとの回答割合が一番低かったのは高1または高2である。

学年ごとに比べた時に「いじめだと思う」と答えた割合の最小値と最大値の開きが大きい（すなわち学年によって感じ方に大きな違いが出ている）ものは、開きが大きい順に、以下の通りである。いずれも学年ごとに20%以上も開きが出ており、学年によって感じ方に大きな違いが出ていることがわかる。

- ケース10（30.06%）
- ケース4（29.47%）
- ケース9（28.82%）
- ケース8（23.31%）
- ケース3（23.10%）
- ケース6（22.67%）

【図2】質問2の結果（ケースを横軸としたもの）



【表1】質問2の回答結果（全体）

※四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

ケース	いじめだと思う	いじめだと思わない	わからない
ケース1〈暴行〉	87.85%	4.98%	7.17%
ケース2〈暴言〉	78.42%	9.17%	12.41%
ケース3〈いじり・からかい〉	38.81%	33.44%	27.74%
ケース4〈陰口〉	60.98%	21.47%	17.54%
ケース5〈やる気から来る発言〉	72.64%	13.28%	14.08%
ケース6〈誉め言葉のつもりの発言〉	24.30%	49.91%	25.79%
ケース7〈SNSいじめ〉	79.94%	8.14%	11.92%
ケース8〈陰口を言われていることの伝達〉	43.57%	32.31%	24.12%
ケース9〈目の前で仲間はずれ〉	46.90%	29.44%	23.66%
ケース10〈自分が知らない場所での仲間はずれを知ったこと〉	31.57%	46.44%	21.99%

ウ 各ケースからの分析・【表1】

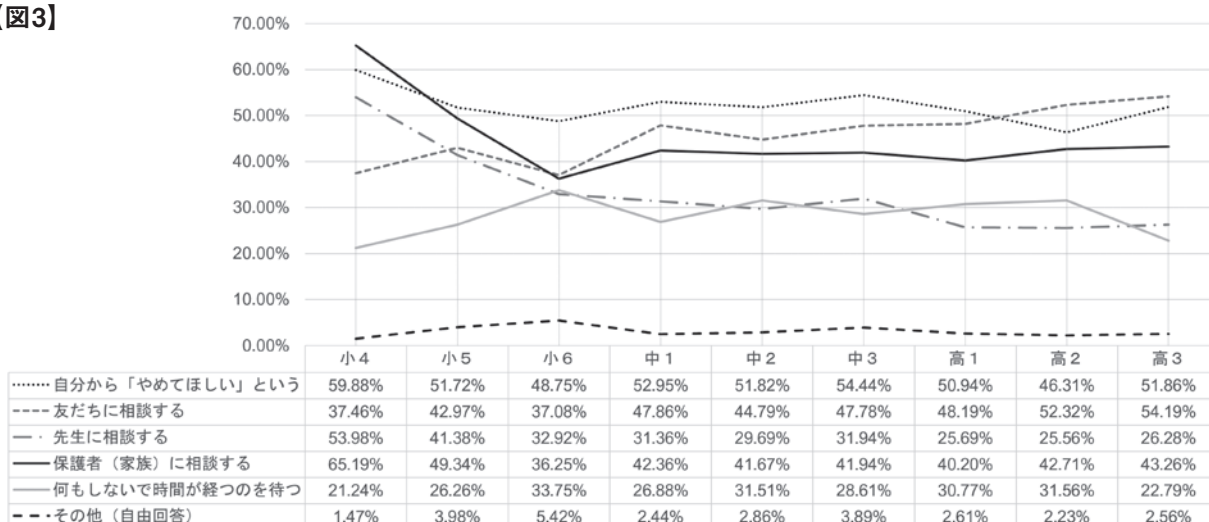
(ア) 意見が分かれたもの

子どもたちのなかで、意見が大きく分かれたものは、大きく分かれた順に、ケース3、ケース8、ケース10、ケース9である。子どもたちのなかで意見が分かれたケースは、いずれも「いじめだと思うか」につき学年ごとに感じ方の違うケース（上記イ）と重なっていることもわかった。

(イ) 定義と子どもたちの考えとの乖離

ケース1から10は、現在の法律の定義では、いずれもいじめにあたるケースである。しかし、ケース6とケース10では【表1】の通り、40%以上の子どもたちが「いじめではない」と答えた。特にケース6は、全体の約半数の子どもたちが「いじめではない」と回答している。このように、法律上のいじめの定義と実際の子どもたちの感覚との間には乖離が見られることがわかった。

【図3】



5 いじめを受けた時に①自分がしそうな行動、②どう解決したいか（質問3）

何度もたたかれたり、悪口を言われたり、無視をされたりするといういじめが発生した時に、①自分がしそうな行動、②どう解決したいかを聞いた（複数選択可）。

(1) ① 自分がしそうな行動

ア 全体の選択率（多い順）

- ・「自分から『やめてほしい』という」：51.73%
- ・「友だちに相談する」：46.93%
- ・「保護者（家族）に相談する」：44.31%
- ・「先生に相談する」：31.85%
- ・「何もしないで時間が経つのを待つ」：28.31%

イ 学年別の傾向・【図3】

学年別に見ると、選択率が最も多かったものは、小4は「保護者に相談する」、小5から高1までは「自分から『やめてほしい』という」、高2と高3は「友だちに相談する」であった。「先生に相談する」ことや「保護者に相談する」ことを選択した子どもは、基本的に学年が上がるにつれて減少傾向にあり、特に小4から小6にかけて大きく減少している。先生や保護者に相談するを選択したのが最も多かった学年は小4で、最も少なかったのはそれぞれ高2（先生）、小6（保護者）となっている。

(2) ② どう解決したいか

ア 全体の選択率（多い順）

- ・「かわからないようにする」：74.80%
- ・「いじめをしなくなればそれでいい」：34.50%
- ・「謝ってほしい」：30.26%
- ・「大人に叱ってほしい」：22.78%

いじめをした子どもと「かわからないようにする」を選択した子どもが74.80%と非常に高い割合となった。

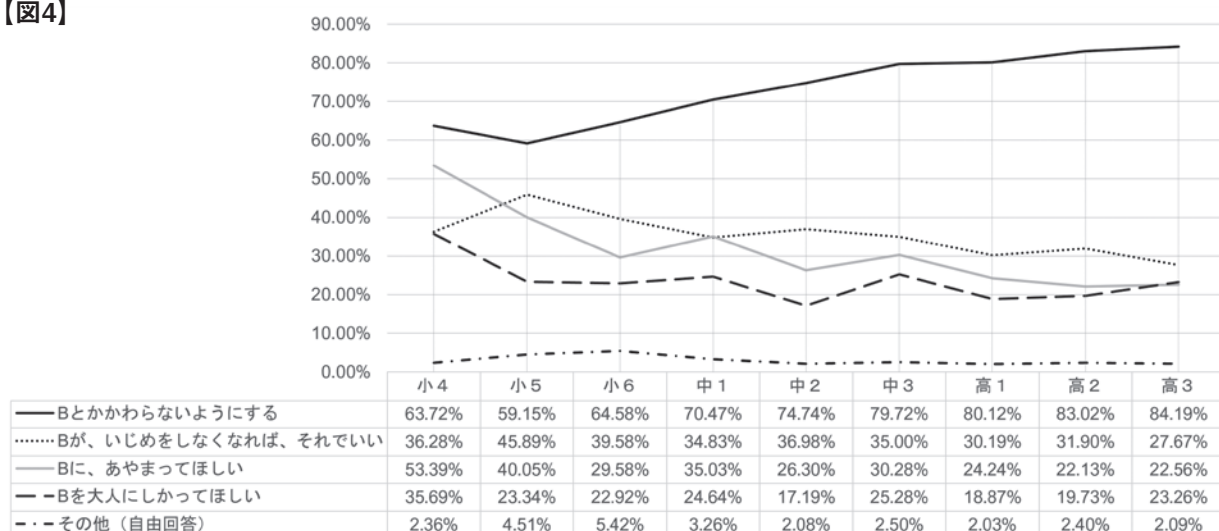
イ 学年別の傾向・【図4】

学年別に見ると「かわからないようにする」を選択した子どもは、小5から高3にかけて増加していく傾向があった。また「謝ってほしい」という解決を選択する子どもは、年齢が上がるにつれて減少していく傾向にある。特に小4は「謝ってほしい」の選択率が53.39%と全体と比してかなり高く「大人に叱ってほしい」という選択も全体と比して小4の選択率が高い結果となった。

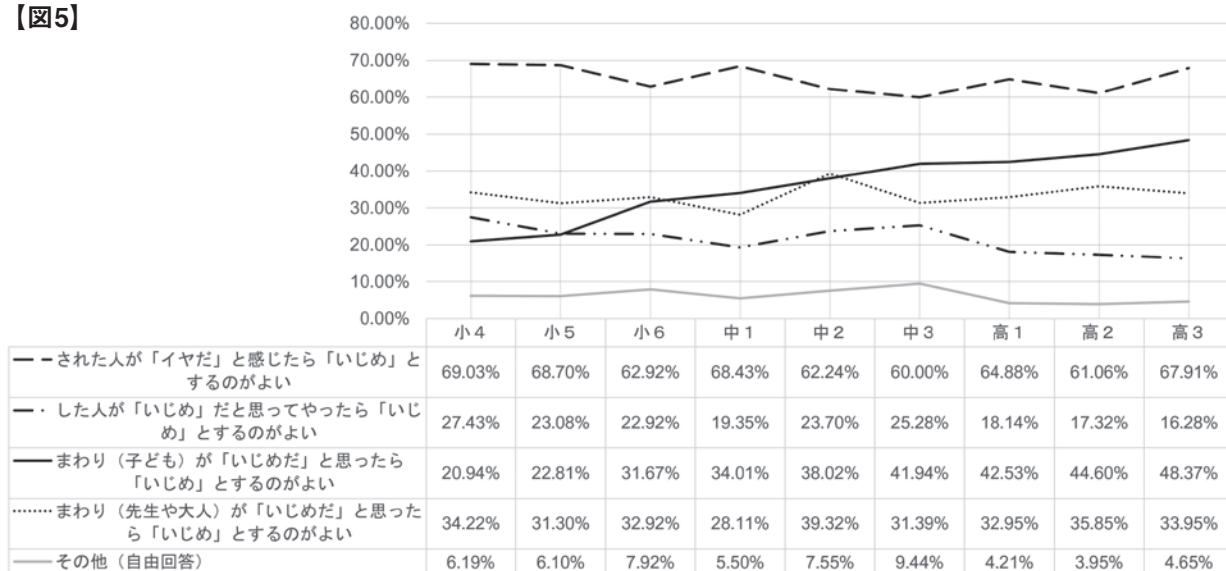
6 現行の法律上のいじめの定義への賛否（質問4）

質問4では、された人が嫌だと感じたらいじめとするルール、すなわち、現行の法律上のいじめの定義への賛否を問うた。結果は、賛成52.04%、反対15.18%、わからない28.41%、その他（自由回答）

【図4】



【図5】



4.37%となった（四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある）。賛成が半数を超えて多いとはいえるものの、約半数は今のいじめの定義には反対、ないし、わからないという回答をしているとみることができる。なお、この質問については、学年ごとの大きな差異はなかった。

7 いじめは誰を基準に判断されるべきか（質問5）

質問5では、いじめは誰を基準に判断されるべきと考えているのかについて質問した（複数選択可）。

(1) 全体（選択率が高い順）

- ・「された人が嫌だと感じたら」（64.99%）
- ・「周りの子どもがいじめだと思ったら」（37.48%）
- ・「周りの先生や大人がいじめだと思ったら」（33.34%）
- ・「した人がいじめだと思ってやったら」（20.76%）

約65%もの子どもたちが、いじめをされた側の気持ちも考慮するべきと考えていることがわかった。また、周囲の子どもまたは先生が決めるべき（第三者の視点から決めるべき）という基準を選択した子どもはそれぞれ30%以上いた。他方で「いじめをした人がいじめだと思ってやったら」という選択肢は約20%にとどまり、

いじめをした人の故意や意図は、他の要素と比較して子どもたちは問題としないという回答と考えられる。

(2) 学年傾向・【図 5】

「周りの子どもがいじめだと思ったらいじめとするのがよい」の選択肢は、小4から高3にかけて、一定の割合で増加している点が特徴的である。

8 おわりに

本アンケートの結果は、子どもたちがいじめについてどのように考えているかを知るのに、非常に意義深いものとなった。改めて、本アンケートに協力していただいた学校、教職員の皆様、そして子どもたちに、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

3

弁護士へのアンケートから見えた いじめ重大事態調査をめぐる現状と課題

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 学校部会副部会長 田伏 いづみ (67 期)



1 アンケート実施に至る経緯

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版（以下「ガイドライン」という））によると、「いじめ重大事態」（いじめ防止対策推進法28条1項）と認知した場合、全件調査を行うこととされている。また、重大事態の件数が年々増加するに伴い、当会にも調査委員の推薦依頼が増えてきている。

しかし、実際に委員を経験した弁護士からは、「子どもの声が聴けない」「子ども不在の調査になっているのではないか」「果たして重大事態調査が、子どもの権利擁護・最善の利益の確保に資するものになっているのだろうか」等の疑問が寄せられていた。そこでいじめ重大事態調査の実態を明らかにするため、当会において重大事態調査の経験者を対象としたアンケートを実施した。

2 アンケートの概要

調査対象	いじめ重大事態調査の調査委員の経験がある当会の弁護士
調査期間	2025年8月～2026年1月
回答件数	27件

アンケート項目（大別すると以下の通りである）

調査期間や重大事態の種別など調査全般に関する事項

調査を進める上で問題となった主たる課題

対象児童生徒側(*)との関係

関係児童生徒側(*)との関係

対象となった学校との関係

他の専門職と調査委員との連携における課題

調査対象となったいじめの実態

調査活動は子どもの権利擁護を促進するために有益であったか

*「ガイドライン」では、対象児童生徒について、いじめにより重大な被害が生じた疑いまたはいじめにより不登校を余儀なくされている疑いのある児童生徒、関係児童生徒について、いじめを行った疑いのある児童生徒その他重大事態に何らかの関わりのある児童生徒と定義している。

以下、主な分析結果を報告する。

3 アンケート結果

(1) 調査開始までの期間

いじめ重大事態の疑いに当たる事実の発生から第1回調査委員会を開始するまでの期間は「半年から1年以内」が40.7%、「それ以上（1年以上）の期間」が44.4%であり、多くの場合、調査が開始されるまでにすでに学年が変わっている、場合によっては学校種（小学校から中学校等）が変わっていることが明らかとなった。

(2) 重大事態の種別

「精神に対する重大な被害（自殺企図・自殺未遂を含む）」が55%「不登校」が55%（複数回答）あり、精神に関する被害や不登校の重大事態が全体の半数以上を占めていた。

(3) 調査を進める上での主たる課題

調査を進める上での主たる課題（複数回答）は「いじめの存否」が59.3%、「学校の対応が適切であったか」が77.8%、「いじめに至る背景となった子ども同士の人間関係やトラブル」が44.4%であった。

特に「いじめに至る背景となった子ども同士の人間関係やトラブル」の自由記載欄では「学校の対応の不適切さによって状況が悪化したにもかかわらず関係児童生徒をいじめ重大事態の行為者と認定することへの弊害が懸念された」「関係児童生徒が重大事態調査の対象とされたことでかえって関係児童生徒側に被害者意識が生じたように見えた」といった指摘があり、典型的な被害・加害という文脈だけでは分けきれない状況がある中で、対象児童生徒側から二項対立的な解決を求められ、調査委員が対応に苦慮している様子が見ええる。

(4) 対象児童生徒側との関係

対象児童生徒から聴き取りができなかったケースは41%（自死事案を除く）あり、その原因としては対象児童生徒の精神状態の悪化を懸念した、保護者が調査に関与させることを拒否したこと等があった。

調査手続きに参加することでの二次被害への懸念や調査自体に消極的であることがうかがわれた。

被害を訴えている当事者である子ども本人が事実をどう捉え、何を望んでいるかがわからなければ、その子にとっての事案の本質がわからず、どのような支援が有効であるのか見えてこない。また、事案に対処し再発を防止するという調査の目的を十分に達成することも困難になる。調査手法の工夫や丁寧な説明等によって調査に対し安心できる状況をつくるとともに、子どもの意見表明権の重要性を再確認し、どのように子どもの最善の利益を確保していくかが大きな課題である。

(5) 関係児童生徒側との関係

関係児童生徒からの聴き取りができている事案は25.9%あり、その原因としては、関係児童生徒の心身の不調、調査に非協力的、学校種が変わり連絡が困難等が挙げられた。調査の対象になったことで加害者と認定されたかのような誤解が生じたケースも存在し、調査委員と関係児童生徒との意思疎通を難しくしている実態がうかがえた。

一方当事者である対象児童生徒からの話だけでは事案の本質や背景を十分に把握することは困難である。また関係児童生徒にも一定の言い分があると思われる中で、調査に対する不信感や不安等によって聴き取りに前向きになれない状況は、その子の意見表明権保障の観点からも問題があると考えられる。また、調査に参加することで自分の行動を振り返り、修復的解決につなげるきっかけとなり、再発防止に資する部分があるにもかかわらず、その機会を活かしていないという意味でも課題がある。

(6) 調査の対象となったいじめの実態

法律のいじめの定義が広範である中で、本アンケートでは最終的に確認されたいじめ該当事実が、客観的にどの程度悪質な行為と評価しうるかを検証した。その方法として2018年1月18日に日弁連が発表した「いじめ防止対策推進法『3年後見直し』に関する意見書」に示された、現行法のいじめの定義に人間

関係の優位性、尊厳の侵害性の要素を加えた「いじめ」の定義を採用した場合、「いじめ」に該当する行為があったかを問うたところ、「いじめ」に該当しないとした事案が33.3%あった。

事案の軽重にかかわらず、子どもの心身の苦痛に早期から寄り添うことの大切さには変わらない。他方で、相対的に悪質性が乏しいと見られる事案では、早期のケアや修復的解決を図ることで、重大事態に至ることを防ぐことができたと思われる。そのような事案について学校現場や関係児童生徒に大きな負担がかかる重大事態調査を行えば、学校現場や子どもたちからも調査の必要性や相当性に対する疑問が生じ、ますます関係改善を難しくする恐れがある。また、より深刻な事案への対応も相対的に手が回らないのではないかという点も懸念される。

(7) 児童生徒の特性について

対象児童生徒のうち「もともと支援や配慮を要する困難を抱えていた」ケースは40%を超え、関係児童生徒については20.8%であった。

なお、この回答は、調査委員の見立てではなく、調査対象行為の発生以前から、不登校が先行していた、診断書の提出、通級の利用、支援員の配置、合

理的配慮の要求があった等客観的事実や経緯を踏まえた場合のみを抽出している。こうした条件を満たすケースに限定しても、もともと課題や困難を抱えている子どもたちの割合が有意に高いことがわかる。

(8) 自死事案における特徴

自死事案の特徴として、遺族は、自死直後には、事実を公にしないことを望んでいたものの、時間の経過の中で調査を望むようになるケースがあり、そうしたケースでは周囲の児童生徒に自死であったことが告げられていなかった中で、当然調査の対象とされるため、関係児童生徒に精神的混乱をきたす場合があることが確認された。

4 おわりに

子どもの最善の利益を中心に据えたいじめへの対応や調査活動を展開すること、これこそが法の施行後10年を経て見えてきた今後の重要な課題である。

4

子ども中心のいじめ解決のために、 何が求められるか—多職種からの提言—

子どもの人権と少年法に関する特別委員会 副委員長 佐藤 香代 (57期)



1 はじめに

当委員会が開催したシンポジウム「子ども中心のいじめ解決に向けて～いじめ対応と重大事態調査の最前線～」の第二部パネルディスカッションでは、帝京大学大学院教職研究科の建部豊教授、埼玉医科大学・副診療部長の桑原斉教授、白梅学園大学の

牧野晶哲准教授をパネリストに迎え、教育、医療、福祉の各専門的立場から、子どもの最善の利益にかなういじめ解決のあり方について議論した。

以下、その概要を報告する。また、本稿において、スクールソーシャルワーカーはSSW、スクールカウンセラーはSCと表記する。



2 建部豊氏からの 基調報告より

建部氏は、学校現場で生じている困難を具体的な想定事例を用いながら報告した。

(1) 事実認定の困難さ

「無視」や「笑われた」などの訴えは事実確認が難しく、周囲の生徒からは「無視した人はいるかもしれないが、自分は関係ない」「被害的に思い込んでいるだけではないか」という反応が起きうる。他方で、訴えた生徒は「みんなで口裏を合わせている」「事実が確認され、再発が防止されなければ学校には行けない」という思いに追い込まれ、学校が被害者に寄り添って事実確認を進めれば進めるほど、子ども同士の認識の対立が浮き彫りになり、調査だけが長引いていく状況も見られる。

(2) 法的概念としての「重大事態」と保護者の期待とのズレ

また、いじめ「重大事態」という言葉の受け止め方にも、学校と保護者の間でずれがある。学校にとって「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法28条に掲げられた法的概念であり、組織的な調査やそれに基づく報告が求められ、教職員に大きな負担が伴う。そのため、学校としてはできれば「重大事態」ではなく、話し合いで解決したいという思いを抱きがちであるが、保護者が「重大事態ではないか」と訴える背景には、法的概念というより「自分の子どもの問題を重大なこととして扱ってほしい」との思いがある場合もある。そのような場面で、学校が「重大事態には当たらない」などと応答すると、保護者は「子どもの傷つきが軽視された」と感じ、対立が深まる可能性がある。

(3) 訴えの背景をアセスメントすることの重要性

具体的ないじめに関する事実が確認できない場合でも、生徒が「無視された」と感じてしまうような心情

に置かれていること自体を事実として受け止め、なぜそのように感じるのか、訴えた生徒の状況を理解することが重要である。学校がこのような視点を欠いたまま、事実確認に追われると、その子どもの発達特性や心理的状态、対人関係上の困難など、本来アセスメントされるべき問題が見過ごされ、結果として「子ども中心の解決」ではなく「いじめの認定をどうするか」にのみ重きが置かれてしまう。

(4) いじめの定義の拡大と社会的非難の強まりがもたらす教育上の課題

また「いじめは絶対に許さない」「いじめは犯罪です」といった強いスローガンについても懸念がある。これらの言葉には抑止効果がある一方で、いじめという言葉が社会的に強い非難の対象となりすぎることにより、子どもたちが「いじめ」と認めることに強い恐怖や警戒心を抱くことがあり、円滑な指導を阻害する可能性がある。

子どもたちの行為の背景や関係性を理解し、必要な指導や支援につなげるためには、あえて「いじめ」という言葉を用いずに、子どもの中にあるストレス、怒り、不安、孤立感、対人関係の困難などを丁寧に扱う教育的アプローチ、例えば、保健の授業でストレス対処を扱うなど、いじめの根底にある感情や行動に働きかける実践が模索されるべきではないか。



3 桑原斉氏からの 基調報告より

桑原氏は、児童精神科医の立場から、学校におけるいじめ対応に関し、以下のような指摘をした。

(1) 精神疾患を発症している場合、医師の指示・助言に従うべきこと

子どもたちの心の傷つきへの対応のあり方を検討する上で、まず、子どもが精神疾患を発症している場合と、そこまでには至っていないものの心の傷つきが

ある場合とで区別する必要がある。

いじめ等のストレスに関連する精神疾患としては、適応反応症とPTSD（生命の危険を感じるような重大な出来事に遭遇した場合に発症）があり、適応反応症については、いじめ行為というストレス因を取り除くことが治療の基本となるが、PTSDの場合は、ストレス因が除去された後も症状が残存することから、より専門的な治療が必要となる。

また、PTSDとまで判断ができない事案でも、いじめ行為が止まった後も、不安症やうつ病、反抗挑発症を発症し症状が残る場合がある。このような場合、保護者側は「学校のいじめ対応が不十分だからだ」と考え、学校側は「家庭や本人に問題があるのでは」と考えるなどして、原因をめぐる対立が生じやすい。しかし現実には原因を一つに決めることは難しい。

精神疾患の治療は医療機関の責務であり家族と協働して治療を進める。並行して学校にはいじめ行為の制御はもちろん、その他に学校として対応できるストレス因についてはできるだけ対応してほしい。

他方で、暴行などの犯罪行為として扱うべき行為についても、学校がすべて抱え込むことにも限界があるのではないか。こうした事案で、学校が、被害者に対し完全な安全を保障することには限界があり、むしろ警察や児童相談所などの権限を有する関係機関と情報共有することによって、学校が現実的に対応可能なことを明確にすることが適切な対応につながるのではないか。

(2) 平素からのインクルーシブな関わりの重要性

また、自閉スペクトラム症の特性のある子どもたちの中には対人過敏の特徴を有する者もいて、実際のいじめ行為が「深刻」「継続的」「一方的」「攻撃的」とまではいえない場合であっても、精神疾患を発症しやすい側面がある。

学校は、背景に発達特性が考えられるような事案について、子どもに発達障害の診断を受けさせれば問題が解決するかのように考えがちであるが、当事者にとっては、いじめをきっかけとして発達障害を指摘されたとしても心情的に納得できない。被害者であれ

ば、発達障害である自分が悪いと指摘されたように受け止め、加害者であれば学校が排除しようとしていると思ってしまうだろう。

むしろ、学校が発達特性に関する診断やいじめの有無にかかわらず、平素から、ユニバーサルデザインの範囲でコミュニケーション上の配慮を心がけることが重要であり、そのためには、SCやSSWなど専門職の協力を得る必要がある。



4 牧野晶哲氏からの 基調報告より

牧野氏は、スクールソーシャルワーク及び修復的対話の実践家としての観点から、以下のような指摘をした。

(1) 専門職が予防に関わる重要性

現在のSSWの業務は、学校から個別案件の依頼を受けて派遣される派遣型が多く、既にいじめが進行して不登校などの二次的な課題が顕在化している中で、教育機会の保障に向けた援助を行うことが多い。しかし、学校に関わる専門職が、むしろいじめ予防の場面から関わるのが重要なのではないか。

学校現場でのいじめ対応をめぐる、いくつかの課題があると感じている。

一点目に、子ども同士の間関係が連続している中で、いつからか力の不均衡が生じいじめに発展していることがあるが、教師も共に連続する日々を過ごしていることから関係性の変化を見過しやすいのではないか。

二点目に、発達特性のある子どもに対する、教師自身の指導やコミュニケーションがいじめにつながる例もある。

三点目に、学校でのいじめへの初動対応が事実の確認や加害者への指導に偏りがちであり、被害者のケアこそ同時に提供される必要がある。

四点目に、いじめに関わる子どもたちをよく観察すると家庭内で虐待的な養育をされている疑いがある場



合もあり、教育機関としてそうした背景にも目を向ける必要がある。

これらの課題を乗り越える上で、SSWやSCなどの専門職の関与を求めることが有効ではないか。

(2) いじめ予防としての対話の機会を根付かせる意義

また、現在のいじめ対応においては、子どもたちの間で顕在化した葛藤について、子どもたち自身にこれからどういう関係の中で過ごしていけばよいのかという点について働きかける視点が不十分である。

グローバル化、情報通信技術の進歩、少子高齢化など、正解のない社会状況に立ち向かうために、子どもたちが他者と対話し、協働しながらよりよい方向を目指す力を育むことが目指されるようになった。しかし、現実の学校では同質性が強く、価値や思考が偏ってしまいがちである上、同調性、階層性、凝集性により、価値観の異なる他者を理解する機会が限られている。

子どもたちに「修復的対話」の機会を通じて、自己表現や他者受容の体験を重ねてもらうことが重要と考えている。

ここで「修復的対話」とは、従来型はいじめ対応が、過去の事実 zu 焦点を当て、責任を追及し、罰を加えたり、謝罪や許しを押し付ける方向に傾きがちであるのに対し、修復的対話は、その出来事によって生じた影響を関係者が共有する過程において、責任の取り方を模索し、自発的な謝罪や関係の再構築を

目指すアプローチである。

修復的対話の実践として、まず過去の出来事を契機として対立が高じている場合の解決手段として用いられる「コンファレンス」があるが、実際の学校現場では、子ども同士の関係や事態が日々変化していき、一つの場面や出来事にのみ焦点を当てて問題解決を図ることが難しい実情もある。

そうした点から、学校現場では「RJサークル」という手法を中心に取り組んでいる。これは「トーキングピース」という道具を用いながら、子どもたちが円座になって、自分の気持ちや考えについて順に話をするものであり、話したくないという気持ちも尊重される。そこでは、教師が答えを与えるのではなく、子どもたちが互いの考えや感情を語り合い、聴き合いながら、違いを知り、受け止めることを通じて、関係を築く経験を積むことが重視される。

5 被害を受けた子ども本人の声をどう扱うべきか

シンポジウムの第一部では、子どもたちへのアンケートを通じて、いじめへの認識や求める対応が年齢によっても変化する様子が明らかとなり、改めて子どもたちの認識や意向を確認する意義について共有されたが、他方で、いじめ重大事態調査においてすら、被害を受けたとされる子ども本人から話を聴けないケースが相当程度に及ぶことも明らかにされた。こうした

状況を踏まえ、パネルディスカッションでは、被害を受けた子ども本人の声をどのように聴き・受け止めるべきか議論された。

建部氏は「笑われた」「にらまれた」などの訴えは、被害者自身の不安感や被害意識などの主観的な状況によっても感じ方が左右されやすく、加害者とされる子どもたちの認識との乖離が埋められずに、事実調査ばかりが長期化する事案が散見されることに触れた上で、日常の中で、子どもたちが自分の意見を述べ、それが聴かれ、実現できない場合でも一緒に考えてもらえたという経験を積むことの重要性を指摘した。そうした経験があって初めて、重大事態のような場面でも、子どもは「話してもよい」と感じることができるのであり、子ども中心の解決は、重大事態が発生してから始めるものではなく、日常の学校生活の中で準備されるべきものであると述べた。

牧野氏も、日頃の人間関係の中で気持ちを言い合える関係が築かれていることの大切さに触れ、「RJサークル」の実践を通じて語り・聴く練習になることが期待されると述べた。また、いじめ対応の中には、互いの気持ちを受け止めあうプロセスを経ないまま、大人による対応が先行する結果、子どもたちの間に不安全感が残る状況が見受けられるが、「今は距離を取りたい（仲直りは難しい）」などの思いも含めて、子ども同士が対話することができれば、互いに解決のためのルールを守り合うことができるのではないかと指摘した。

桑原氏は、フラッシュバックなどの精神症状がある子どもへの事実関係の聴取に関して、確かに聴取により症状発現等のリスクを伴うことは事実であるとした上で、本人から話を聴くことで得られる利益がこれらのリスクを上回る場合には、応じてもらえるのではないかと述べ、調査委員会が、聴取に応じることの利益を目的に沿って具体的に提示する視点が大切ではないかと指摘した。

また、桑原氏は、被害児童・生徒の保護者の立場に立った時、保護者自身が懲罰感情を抱くことは自然であり、主として学校のコンプライアンスの問題を明らかにしたいと考えることは理解できると述べた。

こうした現実を直視した場合には、むしろ重大事態調査の目的を整理し直し、いじめの全容解明を目的とした調査とは別に、学校のコンプライアンスの検証を中心として、教員や教育委員会職員への聴き取り及び既存資料の範囲で確認された課題について改善を求めることを目的とした調査も検討しうるのではないかと、その場合には、子ども自身には調査に応じる利益が少なくリスクのみがあるならば、子ども本人抜きでの調査を求めることもあり得るのではないかと指摘した。

6 最後に～いじめ問題に関わる法律家に求められる視点～

パネルディスカッションを通じて、過去の事実の認定や関係者の非難可能性の議論に終始した場合、子どもの最善の利益から遠ざかることがあり、問題の背景を適切かつ専門的にアセスメントした対応が求められることが指摘された。

また、高度な専門性が求められるケースも「いじめ」という概念に包摂される結果として、「学校が対応すべき」という認識に縛られ、かえって対応を難しくしているのではないかとこの指摘も印象的であった。犯罪行為に当たるものは適切な機関と、精神疾患が疑われるものは医療と、発達特性が関係するものは専門職と連携するなどして、学校の専門性や担うべき役割分担を明確にする視点の重要性が共有された。

そして、子どもたちが日常的な場面で、自分の気持ちを語れること、相手の語りをしっかりと聴けることがいじめ予防や解決のための基盤となり、学校では、そうした環境を整えるとともに、子どもたちに機会を提供することの重要性が多様な角度から指摘された。

これらの指摘は、学校現場での子どもたちを当事者とする様々な課題・困難について、子どもの最善の利益を実現する上で必要な視点や取り組みを立体的に示唆するものであり、今後の実践の大きな視座を得た。

News & Topics

東京弁護士会・国連UNHCR協会 協定締結記念友好イベント報告

国際委員会 委員 岩嶋亜也子 (64 期)
委員 江島 早紀 (77 期)
委員 越智 悠葵 (77 期)

2025年10月22日に当会が国連UNHCR協会との間で友好協定を締結したことを記念し、2026年5月19日、弁護士会館2階クレオにて友好イベントとしてセミナー「世界における難民の実情と日本の弁護士にできること」が開催された。

1 ショートムービー

「リスト：彼らが手にしていたもの」*1

紛争や迫害による命の危険が迫る中、人々は何を持って逃げたのかを書いた、ジェニファー・トクスヴィグ氏の詩の朗読フィルムが上映された。短時間ながら、難民の実情を示す映像から、難民支援のニーズの多様さや深刻さが強く感じられた。

2 基調講演

続いて、世界の難民をめぐる状況やUNHCRに関する説明、難民への法的支援等に関する講演が行われた。

(1) 世界の難民情勢とUNHCRの人道支援について

国連UNHCR協会事務局長の川合雅幸氏から、UNHCR



という組織に関する概略の説明、世界の難民・国内避難民に関する統計や、UNHCR及び国連UNHCR協会の支援の歩み、支援の現在地について紹介された。紛争や迫害により故郷を追われた人の数は2024年末時点で約1億2320万人という衝撃的な数字が示され、先進国の支援が必要な状況であるが、難民支援に関する予算が減少してきているという現状への言及がなされた。

また、弁護士による各種協力についても紹介された。国際機関や一般社団法人の役員や顧問という立場での支援、個人情報保護・労務・コンプライアンス等に関する助言、契約作成・審査、レピュテーションリスク予防による支援といった様々なサポートについて言及があり、弁護士により多岐にわたる支援が可能であることを認識できるものであった。

さらに、弁護活動以外の形で難民支援に携わることでできる遺贈制度等についても紹介された。自分の資産を社会課題の解決に用いたいという希望を実現する方法として、遺贈は近年注目を集めているとのことであった。難民支援に興味のある個人として、遺贈制度等の利用から始めるのも大きな第一歩となろう。

* 1 : <https://www.japanforunhcr.org/appeal/rff/list>

(2) UNHCRで活躍する日本人職員について

UNHCR駐日事務所副代表の阿阪奈美氏から、ご自身やUNHCRで活躍する元弁護士について紹介がなされた。それぞれの経歴、UNHCRを志した理由、職務内容等について言及があった。職員になるには一定の専門性が求められるなど簡単なプロセスではないものの、直接的に難民支援に関わることができるという充実した声があり、また法律の専門性は国際社会でも大きな力になるというメッセージもあった。UNHCRを含む国際機関での勤務に関しては、有意義な経験を得ることのできる弁護士のキャリアパスとして今後一考に値するものとなろう。

(3) 難民事件の弁護活動の実情と“やりがい”

国連UNHCR協会理事・明治大学法科大学院特任教授の関聡介会員から、仕事としての具体的なやりがいをテーマに講演が行われた。難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という）及び難民の地位に関する議定書に則った日本の出入国管理及び難民認定法における「難民」の定義・要件や、日本における難民等認定制度の沿革、難民認定手続の流れが紹介された。難民認定申請の一次手続は、証拠提出や難民調査官からの面接調査に基づく供述調書の作成等、刑事手続に類似しているものであり、陳述書・意見書・証拠説明書等の書面の作成が弁護活動の基本となることから、一般的な民事事件や刑事事件の経験が活かせるものであるといえる。難民認定が不認定となった場合には、難民認定の二次手続として行政不服審査法に基づく審査請求を行うこととなるが、これについても、不認定の理由の分析、書面の作成、証拠の作成・提出が必要となり、他分野の弁



護活動の経験が十分に活用できるものである。さらに、従前本人の自筆が必要とされた難民認定申請書がPCで作成可能となったため、支援のハードルも低くなったという。難民支援の経験のなかった弁護士でも、難民支援に関われることがよくわかるものであった。

(4) 日本で難民が生きていくために必要な法的支援

外国人の権利に関する委員会委員の浦城知子会員から、弁護士が行うことのできる難民認定後の支援について語られた。日本では、難民認定後5年間の定住者資格による在留終了後は、本人がその都度申請して在留資格を取得する必要があるため、難民認定後もなお支援の必要性がある。また、難民の多くが帰化を希望するところ、難民条約34条では、帰化をできる限り容易にすることが求められている。日本国籍の取得により、海外渡航しやすくなり、帰国が叶い家族との再会が望めるという大きなメリットもあるという。ほかに、日本で生活を送るための教育ニーズもあるところ、RHQ支援センター*2が日本語教育コースの提供等を行う定住支援プログラムを提供しており、一つの支援の形として助言できるよう認識しておくことが推奨された。さらに、難民向けの各種奨学金も案内できるよう、NGO等の団体に関する知識も有益といえる。加えて、難民が直面するトラブルとして労働問題があるという。雇用される場合の諸問題だけでなく、自営業者もいるため税務や年金に関する助言が必要な場面もあるとのことであった。また、日本国内で出生した子に日本国籍を取得させるための行政訴訟や難民帰化のための行政訴訟の経験についても言及があった。弁護士として日頃から蓄積してきた知識・経験は、難民が日本で生きていくための支援にも十分活用する場面があることを認識できるものであったといえよう。

3 本イベントを振り返って

難民支援と聞くと、特殊な分野でありエキスパートにしか担えないというイメージがあったが、本イベントを通じて難民支援が弁護士の日常業務と多数の共通点を持つことがわかり、難民支援の担い手増加に寄与する貴重な講演であったと感じた。今後も、国連UNHCR協会との連携を強化し、難民支援への関心を高める機会を提供していきたい。

* 2 : <https://www.rhq.gr.jp/outline/>

2026 沖縄シンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日を迎えて—」

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 寺崎 昭義 (24 期)

1 6月23日は「慰霊の日」である。太平洋戦争の末期、1945年3月下旬、アメリカ軍は圧倒的な兵力で沖縄に対する攻撃を開始した。3月26日慶良間諸島へ、4月1日沖縄本島に上陸、その後、数か月間、住民を巻きこんだ日本軍とアメリカ軍の激しい地上戦が行われた。そして約9万4000人の沖縄住民とほぼ同数の日本兵の犠牲が出た。6月23日(6月22日との説もある)日本軍の組織的戦闘は終了したとされている。沖縄県ではこの6月23日を「慰霊の日」と定めて慰霊の行事を行っている。

沖縄戦は、敗色濃厚であった日本が本土防衛、国体護持の名の下に、沖縄を「捨石」として行った戦いであり、その結果沖縄の住民に多大な犠牲を強いたものである。

沖縄は、現在も本土の犠牲となり続けている。1972年(昭和47年)5月15日の沖縄本土復帰まで、27年間アメリカ合衆国の占領統治下におかれ、日本国憲法の適用もなく、本土復帰後も、国土面積の6%の沖縄県にアメリカ軍基地の70%が置かれ、沖縄県に基地の存在による様々な被害が生じている。

平和主義を掲げる日本国憲法を語るうえで沖縄戦について知り、現在の沖縄の状況を知ることは不可欠である。

当会は、本年も慰霊の日に近い6月20日(土)にクレオにおいて沖縄シンポをZoom併用で開催した。

2 シンポジウムの第一部は、林博史関東学院大学名誉教授が、「沖縄戦の惨禍と住民の犠牲」と題した講演を行った。林氏は、沖縄戦を含んだ第二次世界大戦における住民の蒙った惨状について話され、また、現在の「スパイ防止法」、国家情報局設置の危険性についても

触れられた。

林氏の講演の後、滝沢香沖縄問題対策部会委員が林氏と対談を行った。

第2部では、沖縄弁護士会 白充 弁護士が、「辺野古新基地建設をめぐる法律上の問題点、辺野古埋め立ての問題点など」の講演を行った。白弁護士は、行政訴訟における住民の原告適格の問題などについて分かりやすく説明し、また、三権分立がわが国において機能していないとの問題を指摘した。白弁護士の講演後、藤川元^{はじめ} 沖縄問題対策部会委員が白弁護士との対談を行った。

なお、7月13日、最高裁判所第一小法廷は、辺野古の新基地建設について、沖縄県の埋め立て承認撤回の処分を取り消した国土交通省の裁決を違法だとして住民4名が国の裁決取り消しを求めた訴訟の上告審で、3人の原告の原告適格を認める判決をなした。

埋め立て承認撤回の是非が、訴訟で審理されることになる。

3 シンポジウムの参加者のアンケートでは、「沖縄戦で起きたことの大変な状況がよくわかった」、「スパイ防止法の危険性も改めて感じられた、よくわかりました」、「沖縄の立場からの発想が非常に良かった、辺野古の自然についても語っていただき沖縄の人々の立場からの主張は評価します」、「沖縄慰霊の日に合わせての本土でのシンポジウムには意義があることだと思います」などの感想が寄せられた。

沖縄問題対策部会は、今後も、沖縄の過去と現在の問題を伝えていきたいと考えている。

東弁ウエストサイドストーリー

副会長 鈴木 剛 (53 期)

主な担当業務：多摩支部、財務、会館、会費減免、講堂管理、育英財団、司改センター、司法修習、憲法、高齢者・障害者、任官、厚生、外国人、法曹養成、団体保険、図書館等



会務にまつわるあれこれをお届けする本コラム、今回は、多摩支部担当で事務所も多摩地区の私が、多摩支部の歴史や活動等について書きたいと思います。

1 弁護士会多摩支部の歴史について

弁護士会多摩支部の歴史は意外と古く、1949（昭和24）年発足の三多摩弁護士クラブに遡ります。最高裁判所の通達を受け、国選弁護人受任の受け皿として発足したとのことです。

1990年代に支部設立の機運が高まり、1997（平成9）年1月の東弁臨時総会で多摩支部の発足が決議され、来年30周年を迎えます。

当時、裁判所は京王八王子駅の近くにありましたが、2009（平成21）年に突如立川市へ移転し、多摩支部も裁判所近くの現会館へ移りました。

かつての駅近から、JR立川駅でモノレールに乗り継ぐ立地となりましたが、以前よりかなり広く、緑豊かな場所です。町名も「立川市緑町」。では、なぜこんなに広い土地があったのでしょうか。

2 裁判所立川支部と憲法判例

この新庁舎と多摩支部会館のある一帯は、映画「シン・ゴジラ」で、破壊された官邸と巨災対の移転先として描かれた辺りです。実際、かつては軍都として発展し、戦前・戦中は陸軍の飛行場、戦後は在日米軍立川飛行場（立川基地）となりました。

基地の滑走路拡張計画に反対する住民との紛争の中で、基地内に立ち入った反対派が日米安保条約に基づく特別法違反で起訴されたのが、著名な砂川事件です。「統治行為論」の判例として記憶されている方が多いと思いますが、近年この事件は司法権の独立という新たな観点から注目を受けることになりました。

粘り強い返還運動が実り、1977（昭和52）年に敷地が返還され、現在は昭和記念公園を含む緑豊かな地域となり、箱根駅伝予選会の開催地としても親しまれています。

開発が進み、おしゃれな飲食店も増えましたが、私は子どもの頃に食べたデパ地下の焼きそばやスパゲッティ（パスタではない）などのB級グルメの味が忘れられません（店の名は忘れた）。

3 地域司法の拠点として

長閑な地域ですが、現在多摩地域には426万人の方が暮らしています。大都市のベッドタウンとして家事事件が多く、近時の家族法改正などにより、さらなる増加が見込まれます。超高齢化社会の到来で、成年後見をはじめとする財産管理事件も増えるでしょう。こうした法的需要を、量・質の両面から支える必要があります。

市民事件の依頼者のニーズに応えるには、弁護士会をさらに身近な存在にしなければなりません。現在、多摩支部では会規を改正し、請求によるとされる支部会員の資格を、多摩在勤の会員全員が支部会員となる「全員加入」の実現に向けた活動を進めています。

これを会員内部だけの問題にしてはいけないと思います。地域司法の担い手を明確にし、法律相談の運営、関係機関との連携をより安定させるための基盤づくりを進め、他方で、制度を整えるだけでなく、地域の声を丁寧に受け止めることが必要だと思います。

4 終わりに

弁護士会館から裁判所立川支部に向かわれる皆様、丸ノ内線は先頭に乗ると四ツ谷ですぐに乗り換えられます。中央線も先頭付近に乗ると、立川駅でスムーズにモノレールに乗り継ぎできます。

2026年度 夏期合同研究

7月13日から17日の5日間に亘って、2026年度夏期合同研究が開催された。

本年度は、分科会をZoomを利用した完全オンライン方式で、全体討議のみ「会場」と「Zoom」のハイブリッド形式で開催した。18の分科会にはのべ970名、全体討議にはのべ173名が参加した。

全体討議

離婚後共同親権を中心とする令和6年家族法改正

法制委員会 家事法制部会 委員 篠塚 至 (76期)

1 本発表の概要

本年7月16日に開催された夏期合同研究の全体討議では、本年4月1日に施行された改正民法(家族法)について、特に当会会員の関心が高いと考えられる離婚後共同親権を中心に取り上げた。前半は講義形式で、後半は父母それぞれの側から相談を受けた場合を想定したロールプレイ形式で解説した。



2 第1部 改正法の重要ポイント解説

前半では、長森亨委員が、重要ポイントに絞って改正法の解説を行った。

まず、新設された父母の人格尊重、協力義務について、「子の利益」のためのものである点を中心に解説した。次に、離婚後共同親権制度の導入について、必要的単独親権事由や総合考慮における判断要素といった民法819条7項の判断枠組みを解説し、続いて、改正で明確化された共同親権下における親権の行使方法の原則・例外や、新設された監護の分掌に関する規律を具体的に解説した。さらに、親権や監護権の紛争解決方法について解説した。

3 第2部 シミュレーション検討

後半では、典型事例として「6歳の子がいる父母」の事例をシミュレーションして、①同居中に母が別居を検討し始めた段階、②母が子を連れて別居し離婚協議を始めた段階、③離婚調停を経て離婚訴訟に移行する段階の三段階において、父母それぞれから相談を受けた弁護士の確認すべき点や注意点などを検討した。

引き続き長森亨委員がコーディネーター役を務め、進行及び取りまとめを行った。

① 同居中・別居検討段階では、父側弁護士役を大畑敦子委員が、母側弁護士役を横山宗祐委員長が務めた。いわ

ゆる子連れ別居については、改正前から実務者間でも評価や対応が分かれていたが、法改正による影響や、父あるいは母から相談を受けた場面での弁護士としての考え方、取るべき法的手段などを中心に解説した。

② 別居後・離婚協議段階では、父側弁護士役を当職が、母側弁護士役を折井純委員が務めた。離婚希望の母と共同親権希望の父という場面で、「子の利益」を重視すべきこと、後の手続への影響も検討することといった点を中心に、事例を少しずつ変えながら解説した。

③ 別居後・離婚訴訟段階では、父側弁護士役を林祐介委員が、母側弁護士役を角田智美委員が務めた。離婚訴訟の審理構造について改正前との異同や改正後の争点による場合分けを解説し、父母双方のなすべき主張、提出すべき証拠、附帯請求の是非といった実践的な点を解説した。

4 終わりに

本改正は施行後まだ日も浅く、実務の運用は今後確立されていくものと考えられる。本発表の内容は、6月上旬までに入手できた情報に基づいて、法制委員会家事法制部会内で検討して構成したものであり、当会または会員個人としての改正法に対する解釈や意見を表明したものではないことを申し添える。

第1分科会

留置施設における処遇について

(刑事拘禁制度改革実現本部・人権擁護委員会 共催)

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長 宮崎 大輔 (61期)

本分科会では、元検事で2022年6月～2026年5月まで警視庁留置施設視察委員を務めた保坂洋彦弁護士（第一東京弁護士会）をお招きして、留置施設における処遇の現状と課題について講演をいただいた。

保坂弁護士からは、警視庁留置施設視察委員10名が分担して1委員年6回施設を視察していることや、視察時における施設や処遇に関する着眼点が紹介された。留置管理業務において、取調べ等の捜査活動の時間帯、食事提供、差入れ・面会・信書の取扱い、被留置者の護送等で捜査

と留置の分離が徹底されている旨説明があった。

また、視察委員会が、居室内の照明の改善（電球色や調光器の採用等）を求めて改善が進められた事例の報告があったが、その他に、求めた本のしおりの代わりとなる短い付箋の導入や拘置所によくある文機の導入は任期中に実現できなかった旨述べていた。

30名近くの参加があり、留置施設の処遇改善に向けた会員の高い関心がうかがわれた。

第2分科会

成年後見制度の改正

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 委員 唐沢 奈穂子 (74期)

2026（令和8）年6月17日に成年後見制度に関する民法等改正法・整備法が成立し、同月24日に公布され、施行は2028（令和10）年夏～秋頃である。新制度は補助に一元化し、必要性がある個別の課題について、代理権や同意権が付与される制度になる。本分科会では、法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会幹事の根本雄司弁護士（神奈川県弁護士会）をお招きし、当委員会の小池知子委員の司会で改正の要点について報告を行った。第一部は根本弁護士による基調講演で「令和8年民法等・任意後

見契約法改正の概要」と題して新制度の概要、経過措置、今後の課題等をご報告頂いた。第二部の質疑応答では山之内薫委員、野田彩弥加委員から、今後の運用上特に重要な事項を中心に質問し、根本弁護士と議論した。

新制度では社会福祉法等も併せて改正され、課題は今後の具体的な運用を通じて明らかになっていく。個別の分科会では最多となる106名の方にご参加いただき、新制度開始にあたり制度全般を俯瞰する大変有益な発表であった。

第3分科会

消費者契約法・特定商取引法改正議論の最前線

消費者問題特別委員会 特商法・割販法・消契法部会 部会長 岡野 佑紀 (76期)

本分科会では、「消費者契約法・特定商取引法改正議論の最前線」と題して、デジタル取引・特定商取引法等検討会で委員を務めておられる島菌佐紀弁護士（栃木県弁護士会）をお招きし、消費者契約法・特定商取引法改正で特に問題となっているテーマについて検討した。

消費者法については、消費者を取り巻く環境の劇的な変化を受け、大規模な改正が検討されている。本分科会では、まず筆者から消費者契約法改正の検討状況について、次いで島菌弁護士から特定商取引法改正の検討状況について

紹介いただいた。

その後、①インターネット取引の定義・範囲、②中途解約規制、③利用者の意図に反して商品購入等を促すダークパターンについての民事効、④特定商取引法違反業者への罰則、⑤解約料規制、という5テーマについて、筆者、島菌弁護士から問題提起をいただき、一橋大学名誉教授松本恒雄会員より解説をいただいた。

当日は33名もの方に参加いただくことができ、とても有意義な機会になったと考えている。

第4分科会

【交通事故を取り扱う全弁護士必聴！】自動車事故における軽微な後遺障害を取り扱う場合の留意点、及び人身傷害保険が付帯されている場合の事件処理の流れ

リーガル・アクセス・センター運営委員会 副委員長 神永 矩誠 (64 期)

本分科会は、2026年7月13日、リーガル・アクセス・センター運営委員会が担当し、「軽傷事案の後遺障害認定実務と、人傷・労災保険の実務処理」をテーマにオンライン開催した。伊藤明彦委員長のLACの現状報告に続き、榎木貴之弁護士（愛知県弁護士会・61期）が講演した。講演では、頸椎・腰椎捻挫等の軽傷事案について、自賠責、紛争処理機構、裁判の判断傾向と使い分けが整理された。14級9号・12級13号の認定における事故態様、症状の一貫性、画像所見、神経学的所見等の考慮要素に

加え、初診や訴えの遅れ、通院中断、通院頻度、MRI撮影、疼痛の常時性などの論点について、具体例を交えた解説がなされた。さらに、異議申立てや紛争処理申請の際に収集・提出すべき資料、主張の組み立て方にも触れられ、交通事故案件を受任する会員にとって実践的な内容となった。石田智也副委員長が閉会の辞を述べ、本分科会は終了した。

第5分科会

不法行為法実務における課題

不法行為法研究部 事務局長 志賀 晃 (59 期)

第5分科会では、下記内容の発表が行われ、最後に花本広志教授（不法行為法研究部オブザーバー 東京経済大学・現代法学部）が発表全体についての総括を行った。なお、本分科会の参加者は、約25名であった。

「原発損害賠償請求の15年間を振り返って」（野村吉太郎 部員 (41期)）

福島第一原子力発電所事故発生から現在までの間の賠償状況等の概略についての説明が行われた。

「生活費控除率と就労可能年数・死亡逸失利益請求において実際に使える主張立証を目指そう」（神村大輔 部員 (57期)）

死亡逸失利益の算定の際に現在の実務で用いられている数値に疑問を呈し、現代の社会情勢や個別事情を踏まえた解決を実現するための主張立証の方策についての提案が行われた。

「不貞慰謝料請求事件と過失-最高裁令和8年6月5日判決-」（志賀 晃 事務局長 (59期)）

直近の最高裁判決につき、その内容の紹介等が行われた。

第6分科会

裁判官の職務情報提供の推進・活性化にむけて (弁護士へのアンケート結果もふまえて)

裁判官の職務情報提供推進委員会 事務局長 大岩 直子 (47 期)

本分科会では、事前に会員に行ったアンケート結果を参照しながら、Web期日や民事訴訟のIT化をふまえ、熱心に議論がなされた。

Web期日については、裁判所が1つの事件に十分な時間をかけて双方の意見をよく聞き審理の充実化に寄与している、深みのある議論ができることもある、裁判所の意見を引き出すことも可能となるなど、多くの利便性が指摘され、全体として審理が充実しているという意見が多かった。他方で、裁判官の能力差が出てくる可能性、心証開示や

和解の場面ではリアルとの使い分けが必要等の指摘もあった。

また、Web期日が定着しIT化が進む中でも、裁判官の基本的な役割ないし原点は記録をよく読んで訴訟指揮をきちんと行うことにあり、裁判官に求められる資質が変化するわけではないとの意見も出された。

全体として、IT化という激動の時代において、あるべき裁判官像も変化していくと予想され、今後注視していくことが確認された。

第7分科会

最一小判令和8年1月22日に係る諸問題。
～マンション共用部分からの漏水事故と瑕疵につき工作物責任を負う者

弁護士業務改革委員会 マンション部会 委員 新美 智彬 (66 期)

「区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるといふべきである」と判断した判例を取り上げた。第一部では最高裁判所調査官の経験もある小池一利会員が基調報告を行い、第二部は奥島健二部会長、土屋賢司委員及び当職が加わりディスカッションを行った。

本判例はマンションにつきものの漏水に関するものであるが、示された判断は、それを超えて共用部分の設置保存の

瑕疵に起因するトラブル全般に影響を及ぼすものである。今後は、管理組合側、被害者側のいずれから相談を受けるにせよ、本判例を前提として対応をしなければならない。

他方、本判例に対しては、区分所有法の諸規定との整合性や、団体と区分所有者との関係性等、様々な観点からの指摘もなされているところである。

本報告が、相談対応の足掛かり、及び発展問題への気づきを与えるものになったのであれば幸いである。

なお、本判例は民集80巻1号登載予定とのことである。

第8分科会

あなたもひとこと Teams、mints ～民事司法のIT化と弁護士～

司法改革総合センター 委員長代行 三澤 英嗣 (48 期)

本分科会は、裁判所 Teams 及び2026年5月21日から弁護士に利用が義務化されている mints をテーマとした。

まず、当センター副委員長市川尚から、Teams についてのアンケート結果の紹介、次に、当センター委員深井俊至から、mints についてのアンケート結果の紹介があった。Teams と mints のいずれも会員から肯定的意見がある一方、システムに改善すべき点が多いとの意見が多数あったことが報告された。そして、当センター委員によるパネルディスカッションでは、2027年以降に導入予定の TreeeS

において mints と同様の不都合が生じないよう裁判所に改善要望を伝えておくことが必要との意見や、Teams の利用普及による男女共同参画への影響の議論等があった。

また、当センター委員佐藤貴則から、東京都弁護士協同組合の協力による組合員向け mints 対応サポート事業の紹介、当センター委員早川吉尚から、国際紛争解決へのウェブ会議システム導入についての問題点の紹介と提言があった。

第9分科会

デジタル化全面施行後の民事訴訟実務と将来の展望

民事訴訟問題等特別委員会 委員長 林 康弘 (67 期)

本分科会では、2026年5月21日に施行された民事訴訟フェーズ3に関連する講演を実施した（参加者101名）。

第1部では、筆者が、電子申立てやシステム送達、電証など、従前の制度・実務から変更された点や現に生じている問題点等を、東京地裁の回答にも言及しつつ概説した。

第2部では、町田健一委員が mints 申立てに関する問題点や実務上の有用性を踏まえ自ら考案した mints 転記用ファイル及び PDF 活用ツール、マクロを導入した Excel 等を紹介し、永石一恵委員が、ツールの一部を実演した。また、

情報処理安全確保支援士でもある稲益寛明副委員長が、「PDF 利用時の情報セキュリティに関する留意点」として、脅威の類型や具体例を紹介し、対策について解説した。

第3部では、町田委員が、韓国の次世代電子訴訟システム等民事訴訟のデジタル化の経緯や AI を活用する動きを簡潔に紹介し、日本における AI 活用を考える契機を提供した。

第10分科会

外為法・外資規制動向と日本固有の参入障壁

国際委員会 副委員長 浅田 一樹 (73 期)

2026年7月15日、夏期合同研究にて国際委員会のセッションが開催された。テーマは「外為法・外資規制動向と日本固有の参入障壁」であり、外資参入を阻む「事前規制型」の行政構造や「安全神話」の文化、現場での遅延・不透明さの実態、そして弁護士が果たすべき役割を提示する内容であった。

第一部では行木愼一委員が基調講演を行い、規制緩和の歴史と「見えない参入障壁」について問題提起を行った。第二部のパネルディスカッション（パネリスト：行木委員、

ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー委員、アレクセイ・ロセフ委員、早川大樹委員、司会：筆者）では、外為法・労働法・食品規制等の実務課題を「ヒト・モノ・カネ」の視点から議論した。OECD データや英・独等の運用と比較し、不透明な手続への対処法や、理想と実務のギャップを乗り越えるための提言・ルールメイキングの重要性を深掘りした。

多数の参加に感謝するとともに、今後も実務に資する企画を発信していく所存である。

第11分科会

一連の入管法改定に伴う外国人政策のまとめ

外国人の権利に関する委員会 委員 西山 英彦

出入国管理及び難民認定法（入管法）の4つの主要分野（入国・上陸、在留、退去強制、難民・補完的保護認定）における近年の改正について、全般に通じている滑川和也弁護士（広島弁護士会）から、その概要と評価についてお話しいただいた。

在留関係の手数料の値上げは大幅であり、減額対象者は極めて限定的である。永住者資格取消制度は、悪質な者を排除し、適切在留の永住者への不当な偏見を防ぐという目的自体が誤っており、取消による永住者への不利益が大き

すぎる。在留資格「経営・管理」の厳格化は、資本金要件の高額化が制度の目的を達成できていない。弁護士通知制度の廃止、ゼロプラン、強力推進パッケージは、退去強制令書発付から1か月以降に当該外国人の送還を実施するとの運用のため、裁判を受ける権利の保障になっていない。総じて、外国人を厳格に管理し、排除する改正となっているとの結論であった。

第12分科会

2025(令和7)年改正公益通報者保護法と法定指針の概要

公益通報者保護特別委員会 委員 蜂須 明日香 (66 期)

内部通報・不正の告発に関する法律である公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は定期的に見直しが行われているところ、2025（令和7）年6月、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年第62号）が公布された。本年は法定指針、国の行政機関・地方公共団体向けガイドラインがそれぞれ一部改正されたほか、令和7年改正を踏まえQ&Aを含め消費者庁サイト上の各種コンテンツの更新も行われるなか、本年12月1日の施行を待つ状況となっている。

このような状況を踏まえ、当委員会の川西拓人委員長から公益通報者保護制度の意義につき説明がなされ、同法を所掌する消費者庁の参事官（公益通報・協働担当）付政策企画専門官である岩田朋子氏、篠原克生氏から、改正事項等について説明がなされた。次いで、渡邊有希子委員、橋本幸太委員による質疑応答を通じて、参加会員の理解を深めるに至った。

逸見佳代副委員長が本日の内容を総括し、本分科会は盛会のうちに閉会した。

第13分科会

離婚事件における弁護士業務妨害への対応策と予防策

弁護士業務妨害対策特別委員会 副委員長 梅津 有紀 (54 期)

本分科会では、当委員会の澄川洋子委員から、同委員がこれまで離婚事件を担当する中で実際に遭遇した4つの業務妨害事例について、事案の概要、業務妨害の内容、当時の対応策が紹介された。さらに、当委員会の委員長経験者である藤川元・会員、石川直紀会員を交えて、澄川委員とともに座談会形式にて、上記事例における対応が適切であったか、他の対応策があり得たかという点につき議論がなされた。具体的な対応策として、電話の録音を含む業務妨害の記録化、警察署への被害相談や警察からの

警告、複数弁護士での対応、裁判所への警備依頼等が挙げられ、また、インターネット上の業務妨害や濫用的懲戒請求や損害賠償請求等の妨害類型についても議論がなされた。最後に、質疑応答が行われ、参加者から、東京地方裁判所の保全部（第9部）における審理の状況や業務妨害として当委員会へ支援要請する際の基準などにつき質問がなされた。離婚事件の相手方などからの業務妨害に限らず、業務妨害に悩んでいる会員は、一人で抱え込まずに当委員会に支援要請されたい。

第14分科会

税金かかるって、どうやって争うの？

～知らなかったで済まされない税務手続、申告から訴訟まで～

税務特別委員会 委員 島田 真章

本分科会では、税務手続を4つに分けた上で、水村佳和委員が税務申告手続を、筆者が税務調査手続を、稲垣奈津子副委員長が再調査の請求及び審査請求を、今川正顕副委員長が訴訟手続をそれぞれ担当し、自身の経験等を交えて各手続についての講義を行った。

税務手続のうち紛争が顕在化する前の税務申告や税務調査への対応は、税理士の専門領域に属する印象が強い。しかし、相続や組織再編等に典型的に見られるとおり経済的な価値の移転が伴う場面では税金と無縁ではいられない。

弁護士といえども国税の課税の流れに関して少なくとも基本的な理解をもち、各種の期限や課税庁との情報格差に留意しつつ、将来の税務調査や争訟に備えることが求められる。再調査請求、審査請求、税務訴訟では柔軟な解決ができないことに照らすと、処分される前の税務調査の段階から弁護士が関与することの意義は大きい。こうした観点から理解を深める機会になるよう努めた。

第15分科会

刑事手続IT化のこれまでの議論と施行を見据えて

刑事法対策特別委員会 委員長 神谷 竜光 (67 期)

第二東京弁護士会の久保有希子弁護士を招聘し、来年3月31日までに全改正が施行予定の刑事手続のIT化（①刑事手続関係書類の電子化、②捜査・公判等の手続のオンライン化、③①②の実施を妨げる行為等に関する罰則等）について、講演と質疑討論等を行った。

最も重要なのは、違反した場合の罰則もある電磁的記録提供命令の創設であり、被疑者・被告人も名宛人になりうるため、黙秘権との関係が問題になる。また、当該命令に対しては、不服申立ても可能であるため、通信事業者を含め

適切な運用がなされるように注視していく必要があるとのことであった。

また、裁判所、検察庁がそれぞれで、オンラインでの書類のやり取りをできるシステムを開発中で、裁判所のシステムの習熟準備期間としては今年の10月以降が予定されているものの、まだシステムそのものは完成しておらず、急ピッチで準備中であるとのことであった。

この他にも種々問題点や懸念点が多い改正のため、別途LIBRAの記事にて詳細を紹介予定である。

第16分科会

日弁連提言「死刑の代替刑としての終身拘禁刑」を考える

死刑制度廃止実現本部 事務局長 大森 顕 (53 期)

本分科会では、日弁連の「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」(2022年)に関わられた小田清和弁護士(広島弁護士会)を講師にお招きし、上記提言がなされるに至った経緯や、同提言で死刑に代わる最高刑として挙げられた「終身拘禁刑」とはどのようなものかお話を伺った。

お話の中では、まず2024年に行われた世論調査で「仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止する方が良い」という回答が37.5%に上っていることが紹介された。仮釈放

のない終身拘禁刑は、現在もある無期拘禁刑とは仮釈放がないとの点で質的に違うものであり、厳格な要件のもとでの仮釈放があり得る無期拘禁刑への減刑制度も備えていることが世界人権宣言を始めとする国際規約に反しないものとなるというお話を伺った。また、終身拘禁刑が創設されれば、生涯を刑事施設で過ごす受刑者の処遇について検討すべきであるというお話もあった。そして、被害者及び被害者遺族への情報提供などの種々の配慮や支援制度の充実も忘れてはならないというお話で締めくくられた。

第17分科会

教育現場の変容と憲法の危機

憲法問題対策センター 事務局次長 高井 健太郎 (71 期)

子ども向け「防衛白書」の小学校への配布や高校卒業生名簿の自衛隊への提供等。本分科会は、近年続発するこれら教育現場をめぐる諸問題をどのように捉えたらよいのか、その知見を得たいとして企画された。講師として、教育基本法「改正」から奨学金等若者層の貧困化問題まで幅広く取り組み、「ブラックバイト」の命名者でもある大内裕和教授(教育社会学、武蔵大学)をお招きした。

大内教授の講演では、「1995年」がターニングポイントとして強調された。すなわち、我が国が新自由主義経済に舵を

切ったこの年代以降、分厚い「総中流階級」意識によって支えられていた経済的な統合に代わり、国家主義的なイデオロギーによる統合が図られてきたという。そして、それに相即するかたちで、教育現場では公教育の縮小と市場化、そして、2006年の教育基本法「改正」による「愛国心」の醸成が図られたことが解説された。

本分科会での議論の射程は、喫緊の辺野古学習への政府介入や国旗損壊罪成立等にも及び、これらすべてが来る憲法「改正」の前哨戦に位置づけられるものと実感された。

第18分科会

これからどうなる再審法

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50 期)

7月17日、分科会が実施されたその当日、改正刑事訴訟法が成立した。いわゆる再審法の改正である。講師は、法制審議会の刑事法(再審関係)部会の委員を務め、衆議院の法務委員会でも参考人として意見を述べた村山浩昭会員が務めた。

改正法では検察官抗告を原則禁止しながら、十分な根拠がある場合は可能となっている。検察官抗告がなされた場合は、十分な根拠がないことを早期に主張し、事実調べに入らせないことが重要だと指摘がなされた。また、証拠開示の

規定が設けられたが、運用によっては改正前よりも開示が困難になる懸念が広がっている。これについても主張との関連性だけでなく、開示の必要性について説得力ある主張を展開することが重要だとの説明がなされた。

村山講師は改正結果を「悔しい」と述べられた。ただ、改正法の評価は、今後どのように運用されるかによって大きく変わる。多くの弁護士が改正法と改正経緯を学び、再審事件に取り組むにあたり、的確な主張を粘り強く行う重要性が確認できた。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

最終回 過去から未来へ

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47 期)

全50回（連載47回・番外編3回）にわたる連載、いかがでしたか。

- 1 13年間にわたる試行錯誤を経て昭和55年に発行された「東京弁護士会百年史」という書を紐解いたとき、当会の弁護士たちの姿が生き生きと蘇ってきました。

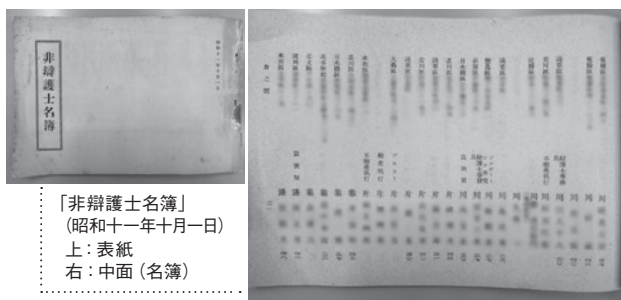
ビビッドな筆致で、当会が日本の弁護士制度の中心を担ってきたことも描かれている。当会会員として誇らしい気持ちを皆さんに共有したい。しかし、なんといっても、本編だけで1085頁という重厚っぷりの故に、1頁から精読する意欲が挫かれてしまう。

そこで、東弁歴史研究会メンバーでこの本を要約するというコンセプトでスタートしたのが本連載です。不正確な部分もあったかもしれませんが、「既刊本の要約」ということでご容赦いただければと思います。とはいえ、御覧いただいた方々から、ご意見や教をいただいたのは、うれしいオマケでした。まさに、不完全な故の瓢箪から駒。

- 2 ところで、「辯護士」という名称に関してですが、林真貴子教授（名古屋大学大学院）によりますと、明治23年施行の裁判所構成法（昭和22年廃止）の草案審議の中で、「代言人」が「辯護士」と改める旨が示されました。「代言人」は、外務省翻訳局が仏語の法律家（avocat）を直訳したものらしいのですが、司法省のお雇い外国人カークウッド（英国バリスター）が「代言人」という言葉を嫌い、その後、「辯護士」という用語が定着したようです。

- 3 「東弁図書館」の蔵書印が押された貴重な資料の中に、いくつかの弁護士名簿があります。

当会に直接関わるものとしては、明治13年設立の東京代言人組合による「東京代言人名簿」。明治14年に東京組合代言人会に名称変更後、明治22年に東京組合代言人会から分裂した東京新組合代言人会による「新組合代言人名簿」。明治26年に公布された旧々弁護士法に基づき、分裂していた2つの代言人



「非辯護士名簿」
(昭和十一年十月一日)
上：表紙
右：中面（名簿）

組合が統合して創立した東京弁護士会の「東京辯護士會加入會員名簿」。これらのほかに、「旧組合乃部辯護士名簿」があります。発行年も不明なのですが、「辯護士」という名称の由来の経緯に鑑みますと、明治26年の旧々弁護士法改正の頃に作成された「東京組合代言人会」の名簿と推測できるのではないかとのことです（なお、昭和11年作成の「非弁護士名簿」は実に興味深いのですが、紙面の関係で、ここでは詳しくご紹介できないのが残念です）。

- 4 「歴史は繰り返す」と言われますが、歴史は決して古臭い遺物ではありません。人間というものは、同じことを繰り返す存在であることを自覚し、よりよき社会にするためにも、歴史を学ぶべきなのです。今では当たり前のように使っている「弁護士」という言葉一つとっても、このように、西洋文明からの受容及び定着という歴史があり、また、その歴史は現在、そして未来まで連綿と続いているのです。

- 5 その歴史を知ることができるのは、貴重な書物（稀観本）のおかげ。

当会図書館（現・合同図書館）は、東京の中心地に位置していたのに、奇跡的に戦災被害を免れ、現在も和綴本や裁判記録なども含めた貴重な書物（資料）を所蔵しています。過日、広島市の友人の「広島弁護士会（昭和20年）8月6日に全部を失った」との呟きに接し、改めて当会図書館の稀観本は、弁護士（会）の歴史を記録する大事な家宝として、これからも大切に守り続けていかなければならないとの思いを強くしたのでした。これからの未来のためにも。（了）



第39回 自弁物品使用制限事件

人権擁護委員会 委員 菊地 武夫 (61 期)

1 事案の概要

本件は、余罪事件で相手方警察署（以下「相手方」という）に移管され逮捕・勾留された申立人が、移管前の別の警察署で購入した物品や家族が差入し使用を許されていた物品の使用許可を求めたところ、相手方において許可されなかったため、当会に人権救済が求められた事案である。

相手方において使用を制限された自弁の物品は、郵便局発行のハガキ、石鹸箱、歯ブラシ、チューブ入り歯磨き粉、ボディークリーム、綿棒、タオル地のハンカチ、写真、お守りである。

2 権利侵害性の判断と当会の対応

(1) 申立人は既に起訴されていた別事件を担当する弁護人に発信するため相手方にハガキの交付を求めたが、拒否された。相手方は、信書は便箋に限る、その法的根拠は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という）であるとした。しかしそのような定めは確認できなかったため、ハガキの使用制限は弁護人との接見交通権を侵害したと判断した。

(2) 石鹸箱、歯ブラシ、チューブ入り歯磨き粉、ボディークリーム、綿棒、タオル地のハンカチ、写真について、相手方はその使用を制限する理由を管理運営上の必要な制限のためとした。

確かに刑事収容施設法187条はかかる観点からの制限を認めており、自弁物品の使用を許可するかにつき相手方に一定の裁量権が認められる。しかし、上記物品は、その材質、形状からいって自傷、自殺、他害に使用する危険性は相対的に低いものであった。写真については被写体が申立人の家族であり、家族の写真を見ることで管理運営上支障を生ずるおそれは通常ない。

以上より、上記物品の使用を制限した相手方の行為は、裁量権を逸脱または濫用する違法なものであり、申立人の財産権行使の自由（憲法29条1項）を侵害したと判断した。

(3) 申立人によれば、お守りを使ってのお祈りの仕方は、座ってお守りを前に置いて手を合わせるというやり方とのことであり、当該行為は宗教的行為として憲法20条1項によって保障される。もっとも、宗教的行為の自由は絶対無制約な権利とまではいえないが、その制約は必要最小限でなければならない。

相手方はお守り所持禁止の理由をここでも管理運営上の必要な制限のためとした。しかし、当該お守りも、その材質、形状からいって自傷、自殺、他害に使用することは困難であった。また、お守りを使ってお祈りをする時間を設けてその時間だけお守りを所持させることは可能であった。

以上よりお守りの所持自体を禁止するのは必要最小限の制約とはいえず、申立人の宗教的行為の自由（憲法20条1項）を侵害したと判断した。

(4) 当会の対応

相手方の各処遇は申立人の人権を侵害するので勧告相当と結論付け、執行した。

3 最後に

本件と類似の事案は、警察署から拘置所に勾留場所が移された場合にも生じている。被疑者・被告人としては、新たに物品を購入し直す必要があり、資力の乏しい者にとっては大きな負担となっている。

刑務所、拘置所、警察署においては、本件のように法が規制した趣旨を逸脱又は潜脱したと思われる運用が散見される。今後もこのような事案がないか注視し改善を求めたい。

今こそ変えるぞ！ 再審法

第13回 再審法改正の国会審議の状況について（後編） —再審法改正の成立—

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49 期）

1 刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正は、第221回特別国会において、2026年7月17日、参議院本会議で可決成立した。

再審法改正は以下のような経緯を辿った。

- (1) 本年2月12日、法制審議会は、「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」を採択し、法務大臣に答申した。
- (2) 上記要綱（骨子）に基づき、政府の再審法改正法案が作成され、本年3月下旬から、自民党の事前審査が行われた。「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」所属の議員を中心として、政府案への異論が相次ぎ、3度にわたって修正が行われた。
- (3) 本年5月15日、再審法改正案が閣議決定され、衆議院に提出された。衆議院では活発な質疑が行われ、政府案の修正協議も行われた。その結果、付則の修正が行われ、本年6月16日に可決され、参議院に送付された。
- (4) 参議院でも更なる修正が期待されたが、衆議院で可決した内容どおりに、本年7月17日、参議院でも可決成立したものである。

2 今回成立した再審法改正の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 再審の手続における裁判官の除斥

通常審・再審請求審に関与した裁判官を、一定の範囲で、後の再審請求審・再審公判から除斥する（438条）。

(2) 再審請求審における調査手続及び審判手続

①再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとし、調査の結果に基づき、再審請求棄却決定、再審開始決定または審判開始決定をしなければならない（444条の2）

②審判開始決定後の手続規定の整備（447条の7～10）

(3) 再審請求審における証拠の提出命令

審判開始決定をした裁判所は、再審請求理由に関連すると認められる証拠について、関連性の程度、必要性の程度、弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者の請求または職権で、

決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない（445条の2）。

(4) 再審請求手続で検察官から提出された証拠の目的外使用の禁止

再審請求者が、再審請求で検察官から提出された証拠を謄写したときは、その複製等を、再審請求の手続またはその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付、提示等したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金刑に処する（445条の6）。

(5) 再審開始決定に対する検察官の不服申立

再審開始決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等を行うことができる（450条の2第1項）。

(6) その他

①費用保障（188条の2等）、②執行停止（442条等）、③即時抗告等の提起期間の延長（450条の3）

(7) 附則

①改正法の施行後5年毎に見直しを行うものとし、検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止を明記（附則2条）。

②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行う（附則4条）。

3 再審法は約78年間一度も改正されておらず、今般初めて改正されたものであり、一定の評価をすべきではあるが、未だ不十分な点が多数残されている。

とりわけ、①再審開始決定に対する検察官の不服申立が例外的とはいえ許容されていること、②再審請求者に対して証拠が直接開示される規定がないこと、③裁判所の職権により幅広く証拠が開示される規定がないこと、④証拠一覧表はインカメラで裁判所にしか開示されないこと等は、大きな懸念事項であり、今後の課題というべきである。

弁護士会は、成立した改正再審法の適正な解釈及び運用を求めていくとともに、5年後の見直しに向けて、えん罪被害者を迅速かつ容易に救済するための再審法の実現を目指して運動を継続していくべきである。

経験者に聞く 弁護士任官 —Season4—

第3回 20年を振り返る

さいたま家庭裁判所 判事 青木 裕史 (49 期)

1 初めに

平成17年4月に裁判官に任官し、早いもので、20年以上が経ってしまいました。千葉地裁松戸支部（初任）、前橋地家裁（沼田支部填補）、東京地裁、長野地裁上田支部、千葉地裁、東京高裁を経て、現在はさいたま家裁に勤務しています（本庁の勤務は週に2日で、週3日は久喜出張所での填補勤務）。

弁護士任官者も増え、皆さんさまざまな場所で活躍され、いろいろなところで弁護士任官の意義を論じておられますが、私なりに裁判官としての職務のやりがい等について、述べていきたいと思います。

2 職務のやりがい等

初任は、松戸支部でした。当時、弁護士任官者の初任地は高裁や東京等の保全部などが多いと聞き及んでいましたが、種々の事情から支部スタートになりました。

松戸支部では、合議事件の左陪席だけでなく、民事の単独事件、保全事件、執行事件の他に、令状事務等も扱いました。また、初任明けの前橋地裁では、刑事部に本籍を置き刑事単独事件を担当しつつ、ちょうど、裁判員裁判が始まろうとしていた時期であったことから、模擬裁判を何件も経験し、その後実際の裁判員裁判に関わることができました。加えて、前橋地裁では、民事、家事事件も担当し、裁判官非常駐の支部へ填補もしたので、任官後の6年間で、ほぼ全ての分野の事案を経験しました。

このように、多種多様な事件を自らの責任で決断して解決していく裁判官の職務は弁護士時代の業務とは大きく様相が異なっており、このような種々の事案に一つ一つ向き合い解決できることそれ自体が魅力であり、強くやりがいを感じることができました。

さらに、事案（紛争）への向き合い方も、弁護士は、

一方当事者の話から主張を構築し、証拠を吟味する中で、依頼者の利益を最優先する場合がありますが、裁判官はそのような付度を一切することなく、当事者の主張（及び証拠）を完全に中立的な立場から、適切に判断をするという点で大きな違いがあります。もちろん、その判断に当たっては、事案の表層を眺めるだけでは足りず、事案や紛争の背景事情やその深層を掘り下げ、当事者が提出した限られた資料から、その実像に迫らなければなりません。そのため、常に、想像力を正しく働かせる必要がありますが、このような時に弁護士時代に実際に当事者側の立場で事案の全体像に臨んでいたという経験は非常に役に立ちました。また、実際、このことは弁護士任官者に期待されることのひとつであろうと思います。そして、これらが上手くかみ合い紛争が解決したときの充実感も大きいものでしたし、和解に限らず判決であっても、紛争の実像を適切にとらえた結論には当事者も相応に納得してくれるものと思います。なお、単独事件を担当している際は、なるべく双方当事者の立場や事情を踏まえた訴訟指揮を心がけていますが、これは、弁護士経験があったからこそのことだと思います。任官当初ですが、判決で敗訴した当事者から（文面どおりに受け取れば）感謝の気持ちを表した手紙をいただいたことがありました。任官当初でしたから、判決自体は拙いものであったと思いますが、誠心誠意当事者の話を聞き、判決を書けば、当事者の納得を得られる紛争解決の一助になると心に刻みました。

3 研さん等について

弁護士任官にあたっては、事前に研修というものはありませんでした。弁護士任官者は、起案能力が劣るとの厳しい意見があることも承知しており（私に関し

ては反論の余地はありません)、その上、弁護士時代を通じて経験の乏しい事件も相当数担当しなければならず、正直不安でした。加えて、例えば執行事件は民事事件の最終段階で、その意味では後戻りはできませんし、令状発付も人権侵害と表裏一体の重大な決断をしますので、毎日が緊張と不安の連続でした(初めて勾留を担当した際は、その緊張感たるや尋常ではなく、印を押す手が震えるほど緊張したことを覚えています)。

このような緊張と不安を払しょくし、厳しい意見に応える意味でも、記録を精査して、当事者が忘れているようなことまで記憶し、基本書や実務書、過去の判決文をじっくり読み込み、なお疑問があれば裁判官や書記官に質問するなどして得た知識(有用で説得力のある表現や筆の運びも)を反芻して理解を深化することに努める日々でした。

裁判所の職員の皆さんは親切で、私の質問等についても懇切丁寧に教えてくれましたし、弁護士任官者を盛り立ててくれる環境は整っており、職場はどこも大変居心地のよいものでした。

また、裁判所では多くの充実した研修等があり、職務分野別で行われる研修等の他に、一般教養を学ぶような研修などもあります。任官当初には、任官3年目、5年目の判事補向けの研修などもあり、私は無理を言って参加させていただきましたが、その際の講師のお話や若手裁判官から聞いた、苦労話や研さんの話などは大いに参考になりました。

キャリア裁判官は、任官後3年程度は左陪席として、実際の事件を通じて基本と作法を学び、また、研修等を通じてさまざまな分野についても研さんしています。弁護士任官者がこの差を直ちに埋めることは難しいかもしれませんが、多様な経験とバックボーンを持っており、これは弁護士任官者のみが有する特別

な経験ですから、このことを併せて研さんすれば、追いつくことは十分に可能であり、恐れる必要はないと思います。

4 家裁について

6年ぶりに家事事件を担当し、4年目となりますが、従前に担当した頃と比較すると、事件は増え事案も複雑化していると感じます。また、家裁では、家裁調査官や調停委員、参与員といった内外のさまざまな職種の方と情報を共有しつつ連携する必要があります。そして、家事事件は対立構造にはない事件類型も多く、代理人が就いていない事件も沢山あります。しかも、家裁に係属する事案の背景事情は地裁の事件にもまして千差万別であり、当事者親族への配慮や影響を意識する必要がある場面なども多く、地裁の事件とは異なる視点からのアプローチも必要になります。さらに、裁判官の裁量にかかる部分も多くあります。そのため、弁護士として多様な意見に接した者が裁判官として、紛争解決の中心的な役割を担うことはそのようなニーズに応えるためにも重要であると改めて感じています。

5 最後に

裁判所では民事を中心にIT化が進み、家事では家族法の改正や後見制度の見直しが行われるなど変革期にあります。当然のことながら、今後も質の高い司法サービスを全国津々浦々に行き渡らせる必要性が変わることはありません。

だからこそ、当事者の生の声を聴き、当事者が裁判官や裁判所に何を求めているのかなど、当事者のニーズを知る弁護士が任官し、裁判に関わることの必要性和重要性は益々高まっているものと考えています。

憲法訴訟のいま

第13回 逃げた多数意見、輝く反対意見

憲法問題対策センター 委員 内田 雅敏 (27 期)
(本件上告人代理人弁護士)

輝く反対意見

2025年1月17日、日本の戦争に駆り出され戦死した韓国人元軍人・軍属の遺族が、靖國神社の無断合祀は国による戦死者の個人情報への無断提供に基づくものとして、国に賠償請求をした裁判で、最高裁第二小法廷が、本件の具体的な問題点には踏み込むことなく、本件提訴は除斥期間を経過しているとして、賛成3反対1で請求を棄却した（小法廷は5人構成だが、1名は最高裁長官なので合議に加わらず、4名の合議）。しかし、判決の中で述べられた三浦守裁判官の反対意見には多くの称賛の声が寄せられた。

靖國神社による戦死者の魂の無断合祀と国の関与〈祭神名票の送付〉に対する賠償請求に対し、靖國神社は、「遺族がそれぞれの仕方では死者を祀ることを妨害してはいない、合祀は靖國神社の信教の自由だ」と弁明し、他方国は、「〔祭神名票〕の送付は、単なる行政サービスに過ぎない」と弁明してきた。

裁判所も、「靖國神社の無断合祀によって遺族が不快感を覚えることがあったとしても、それは法的救済が得られるほどの権利侵害とまでは言えない。靖國神社の合祀によって、遺族がそれぞれのやり方で死者を祀ることが妨げられたわけでもない、寛容な気持ちになれ」と遺族からの請求を棄却してきた。

この「寛容論」は、交通事故による殉職自衛官山口県護国神社無断合祀事件での1988年最高裁大法廷判決の判旨によるものである。このケースでは自衛官の死と護国神社との間に因果関係がなく、本件とは全く事案を異にする。戦前、靖國神社は、陸・海軍省の管轄の下、日本の侵略戦争に伴走して来た「戦争神社」であった。戦死者と靖國神社の間には深い因果関係がある。

三浦裁判官の反対意見の骨子

筆者の理解するところによれば、三浦裁判官の反対

意見の骨子は以下のとおりである。

- ① 靖國神社の無断合祀によって遺族が蒙る精神的苦痛もそこに政教分離原則によって律せられる国家の関与があった場合には、国家との関係で単なる不快感に留まるものでなく、法的救済に当たる程度の強いものとなり得る。
- ② 戦死者の魂を合祀することは靖國神社の行う宗教活動の根幹をなす。
- ③ その根幹をなす戦死者の合祀は国からの「祭神名票」の送付なくしてはなし得ない。戦死者の魂合祀は、国と靖國神社が一体とならないとできない。
- ④ 遺族らが、父、夫、子供らの合祀を知ったのは最近のことであり、除斥期間の起算点は柔軟に考えるべきだ。

三浦反対意見は、国からの靖國神社への戦死者の情報提供（祭神名票の送付）がなければ靖國神社は合祀をできないのであるから、この情報提供行為は合祀と一体となった極めて重要なものであり、政教分離原則違反の可能性があるとする。国からの祭神名票の送付は戦後も続けられており、韓国人戦死者の合祀の多くは、戦後14年を経た1959年になされている。

靖國問題を巡る二つの誤解

巷間、靖國問題を巡って二つの誤解がある

首相ら公人の靖國神社参拝に対する外国からの批判に対して、戦没者の追悼は何処の国でもやっている。内政干渉だという反批判がある。

日本政府も毎年8月15日、日本武道館で、全国戦没者追悼式を行っている。この全国戦没者追悼式について、韓国、中国等、近隣アジア諸国からの批判はない。戦没者の追悼は何処の国でもしているからだ。

首相ら公人の靖國神社参拝が批判されるのは、戦

没者の追悼批判でなく、靖國神社という場で、それを行うことが批判されているのだ。

何故、靖國神社での追悼を近隣アジア諸国は批判するのか。それは靖國神社が「日本の独立と日本を取り巻くアジアの平和を守るためには、悲しいことですが外国との戦いも何度か起こったのです。明治時代には「日清戦争」、「日露戦争」、大正時代には「第一次世界大戦」、昭和になっては「満州事変」、「支那事変」そして大東亜戦争（第二次世界大戦）が起きました。…戦争は本当に悲しい出来事ですが、日本の独立をしっかりと守り、平和な国として、まわりのアジアの国々と共に栄えてゆくためには、戦わねばならなかったのです」（靖國神社発行『やすくに大百科』）と、日本の近・現代における戦争は全て正しい戦争であったとする聖戦史観（大東亜戦争史観・植民地解放史観）に立脚しているからである。この聖戦史観は、国際社会で通用しないことはもちろん、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」（憲法前文）た、日本の戦後の出発点、及びその後の歴代政権が表明してきた日本政府の公式見解にも反する。靖國神社は日本国憲法秩序に反する神社なのである。小泉首相（当時）は、「伊勢神宮参拝については批判されないのに、何故、靖國神社参拝は批判されるのか。日本の総理大臣として日本国中、行けないところは何処にもない」と嘯いた。

公人としての伊勢神宮参拝は憲法20条政教分離原則違反だが、このことを近隣アジア諸国が批判することはない。それは日本の国内問題であり、批判したら内政干渉となる。

靖國神社参拝は政教分離原則違反の問題にとどまらず、さらに憲法前文及び9条の平和主義に反し、近隣アジア諸国との間での外交問題でもある。

巷間、靖國神社に東京裁判でA級戦犯として処刑された東條英機らが合祀されていることが問題である

とし、これを分祀することによって、靖國問題の「解決」を図ろうとする意見も見られるが、これは靖國問題の本質を理解していない。A級戦犯を合祀しているから問題なのではなく、A級戦犯合祀に象徴されるような「聖戦史観」に拠って立つ靖國神社の歴史認識が問題なのである。A級戦犯分祀によっては靖國問題の解決は出来ない。また、「聖戦史観」に立脚する靖國神社は絶対にA級戦犯を分祀しない。分祀したら靖國神社でなくなる。

政教分離原則違反はもとより 歴史認識の問題である

三浦裁判官反対意見は「我が国と朝鮮との歴史的な関係、本件各被合祀者が戦死等をするに至った経緯、戦前における靖國神社の役割等に鑑みると、上告人らが本件各合祀行為等を認識することにより、本件各被合祀者を敬愛追慕する上で平穏な精神生活を維持することが妨げられたという主張には相応の理由がある。」と述べ、本件が政教分離原則違反だけでなく、歴史認識の問題でもあることを理解している。

韓国憲法前文に「3・1独立運動」について書きこむなど、韓国は建国の礎を日本の植民地支配に対する抵抗に置いており、靖國神社はこれと真逆な「聖戦史観」（大東亜戦争史観・植民地解放史観）に拠っている。そんな処に遺族に無断で、しかも創氏改名の日本名で「護国の英霊」として勝手に祀られている。靖國神社では現在もなお植民地支配が続いている。このことによる遺族の蒙る精神的な損害は「不快感」などと言ったレベルのものではない。最高裁第二小法廷の多数意見はこの事実に向き合わず、除斥期間経過による上告棄却という法技術に逃げた。韓国人遺族には、合祀の事実はもちろんのこと、戦死公報すら伝えられていなかった。遺族からの靖國神社への問い合わせで、初めて合祀の事実が判明したのである。

法律家のための税法知識

第16回 税務調査手続における実務と法務の概要

税務特別委員会 委員 野崎 洋平 (69 期)

1 はじめに

税務調査手続は、課税要件事実の認定及び租税法規の解釈適用に係る第一次的な場面であり、当該結果次第では後の税務争訟に発展し得るものであるから、非常に重要な手続である。

そこで今回は、税務調査における適正手続確保の観点から、国税通則法（以下「法」という）74条の2以下を中心に、手続の流れや要点等を法律的観点から概説する。

2 税務調査の意義

裁判例では、税務調査を「課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味するものと解せられ、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念」（広島地判平4.10.29（税務訴訟資料193号274頁））と定義する。

また、国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達（以下「通達」という）1-1(1)では、「国税（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）」と定義している。

したがって、一般的な意味で用いられている「税務調査」というと、申告納税制度において、課税庁が納税額を確定させる更正及び決定を行うために必要な一連の手続（法24条及び25条）の意義で考えられているが、法において手続の規制が及ぶ税務調査は

かなり限定的に解されていると考えられる。

つまり、法において手続の規定が定められている税務調査とは、「質問検査等」を行う「実地の調査」と定義することができる（法74条の9第1項柱書）。

そして、「質問検査等」とは、法74条の2から74条の6までの規定による質問、帳簿書類その他の物件の検査又は提示若しくは提出の要求であり、「実地の調査」とは、納税義務者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行う調査（通達4-4）である。

3 税務調査か否かを判断する意義

法に規定する税務調査を経て更正もしくは決定を受け、あるいは修正申告を行った場合、附帯税（各種加算税）の賦課の有無や適用税率において異同が生ずる。

具体的には、過少申告加算税及び重加算税は、税務調査を経ることが賦課の要件となっており（法65条6項及び法68条1、2項）、無申告加算税と不納付加算税においては、賦課される税率が異なる（法66条1項柱書本文、2項及び3項柱書、67条1、2項）。

例えば、課税庁の納税者に対する、申告書の計算の誤りを正す修正申告を求める行為（通達1-2(1)ロ）、税法適用の誤りがあると思料される場合に修正申告を求める行為（通達1-2(2)）、などは、「質問検査等」を行う「実地の調査」としての税務調査に該当しないため、これらの課税庁の行為の結果、納税者が修正申告を行ったとしても、上記加算税の賦課または適用税率の加重要件には該当しない（通達1-2）。

4 税務調査の性質

税務調査の性質は「間接強制を伴う任意調査」で

ある。納税者は、質問検査等に応じる直接の義務を負うものではないが、拒否や虚偽答弁、帳簿の不提示等のいわゆる調査忌避には1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される（法128条1項2号）ため、実質的な応答義務が生じることになる。

ただし、質問検査等は無制限に認められるものではなく「調査について必要があるとき」（法74条の2乃至74条の6各第1項柱書）という要件を満たす必要があり、調査に無関係な質問や資料の提示を求められた場合は、調査の「必要性」を理由にこれを拒むことは可能である。

また、任意調査ゆえに、課税庁は都度の同意を得て調査を実施する必要があるが、納税者において明確に不同意を示さなければ、基本的には黙示の同意とみなされることとなる。

そのため、質問検査等に同意できない場合は「必要性が示されない限り同意できない」等の理由を添えて明確に意思表示をすることが求められる。

5 調査の開始

法74条の10に該当する場合を除いて、法74条の9第1項柱書及び同項各号に掲げる事項を、納税者に事前に通知する必要がある。条文の規定上、書面での通知は求められていないため、口頭での通知で足りる。事前通知は、通常、納税者や納税者代理人に対して電話により口頭でなされる。

また、「実地の調査」に該当しなければ、当該通知は不要であるため、税務署から電話で申告書の内容について問い合わせを受けるなどの場合、事前の通知は不要である。

そして、調査の日時、場所については、法74条の9第2項において、納税者が変更の申し出をすることが可能となっており、課税庁としては、納税者の申出に

対して、一身上のやむを得ない事情や業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして変更を認める運用を行なっている（通達5-6）。

6 無予告調査

法74条の9の例外として、「違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」もしくは、「国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる場合には、事前の通知は不要となる（法74条の10）。なお、上記要件該当性の判断について、通達5-9及び5-10で具体的な例が示されている。

7 調査の終了

調査の結果、課税庁は、「更正決定等をすべきと認められない場合」はその旨を書面で通知しなければならない（法74条の11第1項）。当該書面は実務上「是認通知」と呼ばれている。

一方、「更正決定等をすべきと認める場合」は、調査結果の内容を説明しなければならない（法74条の11第2項）。当該説明に際して課税庁は、説明内容を記載した書面を交付する必要はない。

しかし、実務上は否認事項や増差額等が記載された書面が交付され、当該書面に基づいた説明がなされる場合が多い。

また、課税庁は、上記説明と併せて修正申告又は期限後申告を勧奨することができ、当該勧奨を行うに当たっては、不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明し、当該内容が記載された書面を交付しなければならない（法74条の11第3項）。

2026(令和8)年5月28日開催 東京地方裁判所委員会報告
「刑事事件における通訳人の確保及び育成」について

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 延増 拓郎 (53 期)

2026(令和8)年5月28日に第68回東京地方裁判所委員会が開催されました。

今回のテーマは、「刑事事件における通訳人の確保及び育成」です。

1 東京地方裁判所からの説明

裁判所から、佐藤哲郎刑事第11部裁判官より、以下の説明がなされました。

- (1) 通訳人候補者登録から個別事件の選任までの流れは、年間10名程度希望者があり、希望者の面接を実施し、6、7名が候補者名簿に登録される。面接には法廷通訳の経験豊富な方が立ち会う。起訴があると名簿に基づき連絡をして選任する。捜査機関で関与した方は選任しない。
- (2) 研修制度は、①法廷通訳基礎研修、②法廷通訳セミナー、③法廷通訳フォローアップセミナーの3段階がある。①は法廷通訳の経験がない、又は少ない方が対象で、全国で年間10数回実施している。②はある程度事件を担当した方が対象で、争いのある事件を担当してもらうためのステップである。③は法廷通訳の経験を積んでいる方が対象で、受講者は裁判員裁判の担当が可能となる。加えて法廷通訳ハンドブックを言語ごとに作成している。
- (3) 通訳人が付いた外国人事件の終局人員の推移は、全国の外国人事件以外も含めた事件は減少傾向にあるが、外国人事件は増えている。東京地裁の推移も類似する。
言語別終局人員の推移は、ベトナム語が多く、北京語が続く。近時カンボジア語が急増している。
- (4) 令和6年の通訳人候補者数は、全国61言語で3244人、東京地裁管轄63人である。最も多いベトナム語の全国の終局人員は1786人、通訳人候補者は172人、東京はそれぞれ518人、15人である。近隣県から来てもらう、1日複数担当してもらう等の対応をしている。通訳人が見つからない場合は、法テラス、大学の言語学科を通じて探し、最終手段

として捜査段階に関与した方に依頼をする。

2 通訳人による講演

ベトナム語通訳人で東京地裁に登録している加藤葵先生からの講演がなされました。困っている事項として、「起訴後、公判期日までに検察官と弁護人から資料を受領して準備する。検察官からは期限までに提出されるが、弁護人からは期限までに提出されないことがある。経験が浅いころは何が何だかわからず、汗が噴き出るような状況であった。書記官を通じて何度も伝えて解決した」旨の話がありました。弁護士としては、留意する必要があります。

3 質疑応答・意見交換

質疑応答・意見交換では、委員から、所属団体では圧倒的に中国語・韓国語が多い、アウトソーシングで対応している、主語・述語を明確に、時制を的確に話す工夫をしている等の指摘がなされました。また、法廷でのAI活用の可能性について質問があり、裁判官委員から、「現実には検討はしていないが、今後はあり得る」との話がありました。

弁護士委員から、①裁判所の通訳人の研修への弁護士の相乗りはできないか、②通訳人に問題がある場合の対処について質問があり、裁判官委員から、①について「裁判所としてもありがたい話なのではないか」、②について「良い点も含めて情報を共有している」との話がありました。

今回は、2026(令和8)年10月8日、テーマは「デジタル化に対応をした法廷等の庁舎見学」の予定です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

2026(令和8)年7月3日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「職員のエンゲージメントを高める取組について～マネジメントを中心に」について

東京家庭裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 中山 美恵子 (56 期)

令和8年7月3日、「職員のエンゲージメントを高める取組について～マネジメントを中心に」というテーマで東京家庭裁判所委員会が開催されました。

1 裁判所からの報告

① エンゲージメントの意味

今回は仕事へのエンゲージメントと組織へのエンゲージメントの両方の視点から話を進めていきたい。

② エンゲージメントを高めるメリット

組織の活性化、生産性の向上、離職率低下、手続利用者の満足度の向上がメリットとしてあげられている。

③ エンゲージメントを高める手法

①個々の職員に組織目標を浸透させる、②職員の日々の業務のやりがい向上を向上させる、③適正な報酬等の付与、④ワークライフバランスの充実化、⑤成長支援につながる各種研修の実施、⑥上司と部下の対話の仕組みの充実化などがある。

④ 家庭裁判所の実情

- ・「適正迅速な裁判の実現」という組織目標は明確でわかりやすいが、効果検証が困難であり、実感が持たにくい
- ・やりがいについて、各職員の業務は専門性が高く貢献を実感しやすいが、裁判所の業務が受け身のため、自発的に業務に取り組むことには限界がある
- ・事件当事者本人と接する機会が多く、当事者本人等に説明を尽くしても理解が得られず職員が疲弊する
- ・中間管理職が管理業務だけでなく事件処理も担っているため、望ましいマネジメントが行えていない
- ・組織課題と組織目標の実現との乖離
- ・研修は内部研修が中心であり、外部研修への参加や内部研修に外部講師を招く機会が少ない
- ・報酬は、法規に基づいたため、給与の裁量に限界がある

⑤ 東京家裁における現在の取組

- ①中間管理者層向けの各種研修の実施
- ②裁判所を取り巻く環境や施策のタイムリーな情報共有
 - ・職員ポータルサイトという庁内ホームページの活用
 - ・事案に応じて幹部職員から直接共有
- ③マイクロソフト 365 等のデジタル環境整備

④ 公平な人事評価と人材育成

- ・人事評価の結果を人材育成や将来の任用配置に活用

- ・こまめな面談の実施

⑤ ワークライフバランスの充実化

- ・実際に利用しやすいように取組を推進
- ・年次有給休暇、男性の育児休業取得は民間比較で高水準を維持

2 意見交換

裁判所より①中間管理職員が効果的なマネジメントを行うことができるようにするための方策、②コミュニケーションの取り方が多様化する中、業務効率性を向上させつつ職員のエンゲージメントを高めるために留意すること、③社会一般的にひら職員が管理職員になりたがらない傾向があるが、マネジメントを通じて管理職員を志望する職員を増やす方法という意見交換事項が示されました。

複数の委員から、委員の所属する組織でもひら職員が管理職員になりたがらない状況にあり苦慮しているとの回答、デジタルコミュニケーションにはデメリットもあり、何らかのルール化が必要ではないか、社会全般としてコミュニケーション能力を向上させる教育を考える必要があるのではとの意見が出ました。また、リーダーが管理職員とチームとなって組織目標を作ることで、管理職員のやりがいを高める取組をしている、業務効率化の観点からAIの活用を推進している、カバーされる人とカバーする人が二極化する傾向があり、カバーする側の人をしっかりと評価する仕組みを考えたいとの報告がありました。

今回は令和8年11月20日開催であり、テーマは、委員から寄せられたテーマの候補を踏まえ、家庭裁判所で追って決定することでした。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207



こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.17 不法行為法研究部

不法行為法研究部活動紹介

会員 志賀 晃 (59期)

当部、すなわち不法行為法研究部は2015年6月に設立され、現在、約40名の部員が在籍しております。

当部の主な活動内容は、部員による研究発表です。定例会を毎月(8月を除く)開催し、そこで部員が発表を行っています。

この研究発表については、設立当初は福島第一原子力発電所事故に関するものが中心でしたが、現在は最新の最高裁判例の紹介、現状の不法行為実務に関する批判的考察、会員が関与した事案の検討など、多岐にわたるテーマを扱っております。また、当部は、夏期合同研究の分科会も担当しております。

当部の大きな特徴は、花本広志教授(東京経済大学)にオブザーバーとして参加していただいている点です。花本教授には、弁護士ではなかなか目が届きにくい、理論や諸外国の法制等に関する専門的知見に基づいた講評等をいただいております。

当部では、随時入部を受け付けております。入部方法については、当会会員サイトからオンラインでの申込みが可能です(会員サイトトップページ上部に設置さ

れている検索バーに「入退部申込フォーム」と入力して検索すると、検索結果の一番上に申込フォームがあるページが表示されます(本稿執筆時点(2026年8月9日))。

また、定例会の見学を希望される方につきましては、予約等は不要ですので、気軽にお越しください。

不法行為法研究部 定例会

(本稿執筆時点(2026年8月9日))

●今年度の開催日

10月14日(水)、11月19日(木)、
12月10日(木)、1月14日(木)、
2月18日(木)、3月11日(木)

●開始時刻

18時

●開催場所

弁護士会館5階会議室

皆様の入部申込みや見学を心よりお待ちしております。

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

うまくいかないとき



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

47期(1993/平成5年)

修習時代に得たものと部長の銅像



会員 山崎 雄一郎 (47 期)

弁護士として30有余年たったが、特に極めた分野があるわけでもない。ただ、振り返ってみると、これまでつつがなくやってこられたのも、修習時代にお世話になった方からいただいたヒントやきっかけが大きく影響しているように思う。

数え切れないほどあるが、一番記憶に残っているエピソードをご紹介します。

民事裁判修習中、私が裁判官室で起案をしていると、法廷での判決言渡しを終えて17期の部長が、「わたしの銅像が建つぞ！ぐわっはっは!!」といいながら、勢いよく戻ってこられた。部長は、最高裁判所の調査官や民裁教官も務められた方だが、居眠りをしている修習生にチョークを投げつける伝説の鬼教官で、「ばかもん！」が口癖の豪快なキャラクターだった。恐る恐る、どういうことか伺ってみると、部長が単独で担当していた、いわゆる「変額保険事件」で、原告勝訴判決を言い渡した瞬間、傍聴席を埋めていた被害者の会の人たちが立ち上がり、わあっと歓声が上がって、法廷がどっと沸いたという。保険会社が敗訴した初めての判決だった。

部長は、「原告訴訟代理人の法律構成が良かった」という。滅多に人を褒めない部長がそう仰るのだから間違いない。

それまでに提起されていた多くの同種事件では、相続財産を圧縮するため多額の借入れをして変額保険を買うというスキームで相続対策をしたものの、最終的に返済しきれなくなって、結局不動産を失ってしまったということについての損害賠償責任という構成のものが多かったようである。

この事件の原告訴訟代理人弁護士の方は、生命保険会社の外務員が、株式市況等により解約返戻金の額が変動し元本割れする危険度の高い数億円の時払変額保険への加入を勧誘するに当たり、保険料を全額銀行借入金でまかなっても、最低年9%の運用利回りが確実に解約返戻金が銀行借入金を下回ることではない旨の虚偽の事実を述べ、その旨誤信したから、保険契約が「錯誤」により無効になるとして、保険料の不当利得返還請求と銀行に支払った利息等について不法行為に基づく損害賠償請求という立て方にしていた。また、当時の外務員が、この法律構成に沿う証言をし、重要な証拠となった。金融商品の販売に当たっての説明義務に関して、その後、多くの場面で引用される重要な判決となった。

私は、この事件に出会うまで、おそらく弁護士になれば、当然多く扱うことになるであろう民事事件について、なんとなく味気ないもの感じていた（その要因の大きな部分は「要件事実論」のパズルチックなところ）。

しかし、この事件の話をその判決を書いた部長から直接伺えたことで、被害者を救済し、世の中を変える力があることを実感することができた。

反面、部長は、いまでいえばパワハラ気質で、担当係の書記官の方々は大変苦労されていた。このことも、その後、私が事務所を経営して事務職員を雇用し、また、会社で取締役を務めるに当たって、従業員の方とコミュニケーションをとる際の反面教師として大いに参考にさせていただいている。

そして、その後、部長の銅像は建ってはいない（笑）。

海を目指して、陸を走る

会員 松田 大地

「海の弁護士になりたい」。そう思って、海事法務を主に扱う事務所に入所しました。ロースクールで出会った船舶事故や国際取引の世界に憧れての船出でしたが、登録から半年余り、記憶に最も濃く残っているのは、意外にも陸の上の刑事弁護です。

ある日、当番弁護の一報が入りました。家族間で起きた事件でした。逮捕二日目に初めての接見に向かうと、アクリル板の向こうに座っていたのは、想像していた「被疑者」ではなく、疲れて途方に暮れた、ひとりの生活者でした。この人の明日は、これからの弁護活動にかかっている。背中が急に重くなったのを覚えています。

逮捕段階の弁護活動は、時間との勝負でした。逮捕から勾留請求までは最長でも72時間。その日の夜、被害者であるご家族を訪ね、宥恕をお願いし、許すための条件を一つずつ聞き取りました。その足で近くのコンビニに駆け込み、その条件を誓約書に起案し、店内のプリンターで印刷して、ご自宅のポストに投函しました。

翌朝一番、まずご自宅で内容のご了解をいただき、警察署で本人に誓約書へ署名してもらいました。再びご自宅に伺い、誓約書と引き換えに、検察官宛ての宥恕文言付きの上申書にご家族が署名してくださいました。それらを添えて、勾留請求をしないよう求める意見書を検察官に提出しました。

それでも、勾留請求はされました。「昨日までの活動は何だったのか」と無力感に襲われましたが、落ち込んでいる時間はありません。本人に前科がつくことを望まず、一日も早い仕事への復帰を願う

ご両親から改めて話を聞いて陳述書を作り、検察庁で本人と会って裁判所宛ての誓約書に署名してもらい、その足で東京地裁の令状部に意見書を提出しました。その後の電話面談で、裁判官から、弁護人がいろいろ活動されているので基本的には却下する方向で考えている、との言葉をいただきました。受話器を握ったまま、「ありがとうございます」と思わず頭を下げました。

結果、勾留請求は却下されました。後に知ったのですが、却下率は全国で4%ほど。かつては0.1%台だったそうです。あの数日間の重みを、改めてかみしめました。

処分はまだ出ていません。不安がないと言えは嘘になりますが、依頼者の生活は、住まいも仕事も、既に再出発を始めています。被害者の側にも、言葉にしがたい事情と感情がありました。双方の思いを聞き、書面に翻訳し、橋を架けていく。書面は冷たいようでいて、人の思いを運ぶ器なのだと知りました。走った分だけ、依頼者の明日が変わるのだと思います。

海事の事件では、まだ「大活躍」にはほど遠い毎日です。それでも、海の上でも陸の上でも、困っている人の隣で一緒に走るという基本は変わらないはずです。専門分野を持ちつつ、相談には分野を問わず向き合う事務所の先輩方に倣い、今日も目の前の一件に全力で取り組みます。

最後になりましたが、リレーエッセイの第一走者という大役をいただき、ありがとうございました。当会所属の先輩方、これからもどうぞよろしくお願いします。

『時間の比較社会学』

真木悠介 著 岩波現代文庫 1,760円(税込)

「時間のニヒリズム」というアポリア

会員 齋藤 賢 (77 期)



「真木悠介」という名前は、見田宗介氏のペンネームである。著者は、20世紀後半から21世紀初頭にかけて活躍した日本の社会学者であり、多くの社会学者に影響を与えた。その理由は、著者が東京大学の教養学部で教鞭をとり、多くの学生たちを魅了したからである。魅了された学生たちは、その後、社会学者になっていった。

本書は、1981年に上梓された一冊である（文庫化は、2003年）。この本の主題は、その名の通り、「時間」である。著者は、本書において、「時間のニヒリズム」という問題に挑む。すなわち、「個人の生も人類も永遠ではない」という気づきがもたらす「死の恐怖」と「生の虚無」という問題に取り組んだのだ。

はっきり言ってしまえば、本書には、その問いに対する説得的な答えは書かれていない。本書を読んでも、「時間のニヒリズム」から解放される方法はわからない。しかし、それでも、本書は、圧倒的に魅力的なものである。それは、本書が、カタログ的な面白さと衝撃的な方法論を備えているからである。

本書は、さまざまな社会の時間意識を紹介する。当然、現代社会の時間意識が登場する。それだけではなく、近代社会が始まったばかり頃のヨーロッパ社会の時間意識も登場する。また、アフリカのカムバ族の時間意識、古代ギリシャの時間意識、古代日本の時間意識も登場する。時間意識というテーマを据えて、世界中の社会を総覧する。この感じは、まさにカタログ雑誌のようである。そして、それらを読んだ私たちは、近代ヨーロッパの時間感覚に共感し、古代ギリシャの

時間感覚に感嘆し、カムバ族の時間感覚に驚愕する。

本書のもう1つの魅力、それは方法論である。普通、ある問題が生じた時には、その問題の解決方法を考える。弁護士の仕事も、法律問題が起きた時にどうやって解決するのかを考える仕事といえる。

著者は、本書で真正面から問題に立ち向かうのではなく、前提に遡ろうとする。すなわち、ある問題がまさに「問題」として立ち現れる条件を明らかにしようとする。前述のとおり、著者は、本書において、さまざまな社会を検討する。さまざまな社会を検討することによって、我々が自明視している事象が、実は、全然自明ではなく、ある社会条件を前提としてはじめて生じる問題であることを明らかにするのである。

そうした方法論によって次のことが明らかとなる。確かに、近代精神は、「時間のニヒリズム」から逃れられない。しかし、「時間のニヒリズム」は、普遍的な現象ではない。我々の時間意識を前提にして、はじめて生じる問題なのである。

こうした知見を得ること、つまり、「時間のニヒリズム」という苦悩が存在しない社会がありうることを知ること、それらによって我々は解放の可能性を感じることができる。

弁護士は、忙しい。忙しいとき、死の恐怖や生の虚無といった観念的な問題は忘却される。しかし、ちょっと落ち着いた時、逆に忙しすぎてどうしようもなくなった時、そうした観念的な問題は、あなたの前に立ち現れるかもしれない。そんなとき、本書を手にとってみるとよいかもしれない。



映画沼によろこそ

会員 豊崎 寿昌 (48期)

リブラのコーヒブレイクに寄稿するのは2度目、初回は確か日本泳法についての記事を28年ほど前に掲載してもらった記憶である（古すぎてオンライン上に残っていない）。で、今回は10年前から沼に落ちた劇場映画鑑賞のお話である。3年前に「自由と正義」の「ひと筆」コーナーに『劇場映画オタク』という世界」という駄文を書いて「弁護士業務と関係がないじゃないか」と怒られた（「執筆要項にはそんな要件はないじゃないか」と言い返したらそのまま掲載されてしまった）のだが、性懲りもなく本コーナーにも似たような内容で寄稿する。

そもそも人がある映画作品にハマるためには、通常人には超えることが困難な二つのハードルを最初に超えなければいけない。「レベル1＝同じ映画を劇場で複数回観る」と「レベル2＝ぼっちで劇場に行く」ことである。この二つを超えてしまうとそこはもうオタクの沼地の入口であり「レベル3＝複数シネコンの会員になって早期予約して観る」「レベル4＝IMAXなどのラージフォーマットや音響にこだわり出す」といういっぱしのシネフィルっぽくなり、やがて好きな作品を通じ「レベル5＝ひいきの監督や作品のシリーズができる」と「レベル6＝監督の舞台挨拶上映回に行く」ことになる（数えてみるとこの10年間で48回行っていた。うち新海誠監督が15回、吉浦康裕監督が9回である）。いわゆる聖地巡礼（＝レベル7）はそれほど熱心な方ではないが、そうはいつでも「君の名は。」の飛騨古川や糸守湖のモデルの松原湖（諏訪湖ではない）、「アイの歌声を聴かせて」の佐渡などは訪問している。ロードムービーである「すずめの戸締まり」では、水俣の湯の鶴温泉、大分の湯平温泉、佐賀関、愛媛の八幡浜、福島の大熊～双葉、気仙沼の大谷海岸、岩手の宮古など数年かけて訪問した。

さて、どんな映画もいつかは上映が終わりに向かうときが来るが、封切館の大手シネコンでの上映が終わ

った時期に地方のミニシアターなどで短期間公開されることが多い。こうした上映を追いかけて地方に向かうのが次なる沼（＝レベル8）である。自分は上記の「アイの歌声を聴かせて」で丹波市のエビスシネマ（真空管アンプ上映が特色）や聖地佐渡のガシマシ



岩手県宮古市赤前「すずめの戸締まり」最後の扉のモデル地

ネマ（金山鉱山長の元社宅）でこのハードルを超えてしまい、その後「すずめの戸締まり」では聖地宮古市のシネマリーナや島根・益田市の小野沢シネマに行くなどした。

何かの沼にハマると人はSNSを始める（＝レベル9）。自分の匿名Xアカウントも、特に生産的な投稿はしていないものの、数年運用しているとたまに東弁のアカウントを凌ぐビューやいいねを稼いだりすると、ハンドルネームしか知らない相互フォロワーが増えていく。劇場で出会えば世間話する程度の仲ではある。そうしているうちに昨年、こともあろうに副会長任期中に最後の壁、同人誌デビューを果たしてしまった（＝レベル10）。とはいっても絵心などはないので、「トラベジウム」という作品の合同同人誌に文章で参加しているわけであるが。タイトル？タイトルはね……Xで身バレしたくないので誌面にカミングアウトすることはご容赦願いたいm〇m

なお、自分の名誉のためにセルフフォローしておく、特にオタク映画しか観ていないわけではなく、近時で言えば「シラート」とか「ロングウォーク」とか「大統領のケーキ」とか「ヒトラーの毒味役」とか、弁護士らしい映画もちゃんと観てます。はい。念のため。

「ヒロシマ・ナガサキ」に寄せる会長談話

81年前の夏、広島と長崎に原子爆弾が投下されました。原爆は多くの生命を無慈悲にも一瞬にして断ち切りました。生き延びた被爆者も後遺症に苦しみ、いつ発現するともわからない病魔の恐怖に脅え、原爆症の治療法も確立されていない中、社会の無理解や不十分な補償により筆舌に尽くし難い辛苦を余儀なくされてきました。今なおその被害の全容を正確に捉えることが出来ない程、原爆は空間的・時間的な広がりをもって多くの人々を苦しめ続けています。

こうした苛酷な状況にあって、「自分の味わっている苦しみを、他の人間たちに味わわせてはならない」と勇気を持って立ち上がり、たゆまぬ努力を続けてきた被爆者の方々の声が、「核のタブー」という国際規範形成の大きな原動力となってきました。私たちはこのことに、心からの敬意と深い感謝の念を抱かずにはいられません。80年以上にわたり、核兵器が実戦で使用されなかった歴史の裏には、核兵器の完全廃絶を訴えてきた被爆者による草の根の地道な活動があります。

2024年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞したことは、このことを示す証左です。

しかし、現在の国際秩序は、「核のタブー」という一線を越えかねない不安定な様相を呈しています。世界の核弾頭の約9割を保有するとされる米国・ロシア間における唯一の核軍縮枠組であった新戦略兵器削減条約（新START）は、本年2月5日に失効しました。本年4月に開催されたNPT（核拡散防止条約）運用検討会議は、3回連続で最終文書を採択出来ないまま閉幕し、核軍縮の道はなお遠いと言わざるを得ません。今日、米国及びイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、未だ応酬を繰り返しており、ロシアによるウクライナ侵攻は、4年以上が経過した現在も収束のきざしは見えません。核兵器の開発・保

有・使用・威嚇等を国際法上全面的に禁じた核兵器禁止条約は、発効から5年以上を経て参加国や地域を広げています。しかしながら、唯一の戦争被爆国である我が国は、未だ締結しておりません。

そればかりか、政府は防衛費の大幅な増額に舵を切り、安保三文書の改定に伴う非核三原則の見直しの議論や、防衛装備移転三原則の緩和（五類型の撤廃）による現に戦闘が行われていると判断される国も含む武器輸出の解禁など、従来の専守防衛や平和主義の在り方を根底から揺るがしかねない安全保障政策の転換を推し進めています。

我が国は平和主義・国際協調主義を掲げる憲法を有しています。その根底には、平和維持と国際協力に背を向け、悲惨なアジア・太平洋戦争へと突き進み、数多くの被爆者、戦争被害者を生んだ歴史への痛烈な反省があったはずです。現在の情勢が不安定であるからこそ、過去を振り返り、未来を推し量る視点が必要とされているように思われてなりません。

被爆者の平均年齢が86歳を超えた今、「あの戦争を絶対に繰り返してはならない」とする被爆者の方々の声に思いを馳せるとともに、国際社会に平和を約束した日本国憲法が80周年を迎えることの意義を改めて問い直し、その精神を次の世代に繋げていくことが、法の支配と基本的人権の擁護を担う法律専門家団体としての当会に課せられた重い使命です。

当会は、時代の波に流されることなく、核兵器廃絶と恒久平和の理念を堅持し続けることを、ここに固く誓います。

2026(令和8)年8月6日
東京弁護士会 会長 石原 修

令和8年熊本地震の発生を受けての会長談話

本年7月28日、熊本地方を震源とする最大震度7の激しい地震が発生し、熊本県を中心に甚大な人的・物的被害がもたらされています。その後も断続的に地震活動が続いており、多くの被災者の方々が避難生活を余儀なくされ、過酷な環境下で不安な日々を送られています。この度の令和8年熊本地震によりお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

東京弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする立場から、被災地の弁護士会及び日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会等と緊密に連携し、物心両面での被災者支援活動に全力を尽くして取り組んでまいります。

被災後の生活・事業の再建過程においては、罹災証明の取得から始まり、住宅や生業の再建、二重ローン問題、さらには倒壊建物や境界をめぐる相隣関係のトラブルなど、被災者が直面する課題は時間の経過とともに変容し、長期化していきます。こうした多様な課題に対し、被災者一人ひとりに寄り添い、最後の一人まで取り残さない「災害ケースマネジメント」を実効的に機能させ、きめ細やかで息の長い伴走支援を継続していくことが極めて重要です。

とりわけ、避難所、車中泊、さらには仮設住宅という、生活再建に至るまでの各過程においては、女性や子ども、高齢者、

障がい者、外国人、性的少数者（LGBTQ+）など、様々な属性や困難を持つ要配慮者の尊厳や安全の確保が強く求められます。過去の災害における避難生活等においては、プライバシー配慮の不備や多言語対応の不足に加え、防犯の目が届きにくい環境での性暴力や性被害など、深刻な人権侵害の懸念が指摘されてきました。誰もが安全で安心できる避難環境を迅速に整備し、最後の一人まで尊厳が守られるよう対策を講じることは、人権擁護の観点からも喫緊の課題です。

当会は、これまでの災害支援で培った経験を活かして無料相談などの法的支援活動に積極的に取り組みつつ、被災された方々が、発災直後から中長期にわたる再建過程において躊躇なく十分な法的支援を身近に受けられるよう、各種法的支援制度の速やかな適用・対象期間の拡大、さらにはそれらを支える災害関連法制の必要な制度改善に向けた取り組みに対しても、日弁連や関係諸機関と連携しながら、最大限協力していく所存です。

被災された皆様が、一日も早く安心できる日常を取り戻せるその日まで、私たちは被災地に寄り添い、共に歩み、なし得る限りの息の長い支援を展開してまいります。

2026(令和8)年8月7日
東京弁護士会 会長 石原 修

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の施行にあたり、 その立件を行わないこと及び速やかな廃止を求める会長声明

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」が令和8（2026）年7月17日に成立し、明日13日、施行される予定である。

当会は、同年6月30日付け「『国旗の損壊等の処罰に関する法律案』に反対する会長声明」において、同法案が、憲法第19条が保障する思想及び良心の自由、憲法第21条第1項が保障する表現の自由、憲法第31条の適正手続の保障等を侵害し、立法事実及び制定の必要性を欠くものであることを指摘し、その成立に強く反対した。

それにもかかわらず、同法律が成立したことは、憲法上到底看過することができず、当会は、これに強く抗議する。

同法律は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為を処罰するものである。しかし、自己所有の国旗を用いて、国や政府、政策等に対して批判的な表現を行うことは、表現の自由の核心に位置する政治的表現である。これを、「国旗を大切に思う国民感情」の保護を理由として処罰することは、表現内容に着目した規制そのものであり、厳格な憲法審査に堪えることができない。

また、「著しく不快又は嫌悪」という基準は、人によって受け止め方が異なり、処罰対象を明確に画するものではない。これは、罪刑法定主義の要請に反し、憲法第31条にも反する重大な問題である。

同法律の審議にあたっては、令和8（2026）年7月9日、刑事法学者148名（7月7日現在）より、「『国旗損壊罪』は制定してはならない」との声明が出された。同声明では、同法律について政治的表現の自由を規制しこれを萎縮させるものとなるおそれが強いが、それだけでなく、刑事法の観点からも重大な疑義があるとされている。

さらに、同法律の成立後の8月4日、憲法研究者201名（8月5日現在）による、「『国旗の損壊等の処罰に関する法律』の成立に抗議する憲法研究者声明」が出された。同声明では、同法律は、政治的表現行為を規制するものであるにもかかわらずその規制の合理性も必要性もなく、かつ規制の範囲も漠然とし不明確であり、同法律に基づいて捜査機関が国旗損壊等の行為を立件するようなことは許されず、同法律の合憲性を問う訴訟が起こされた場合には、同法律は裁判所により当然に違憲と判断されなければならないとした上で、特定の見解をもつ人々の表現行為を刑罰によって抑止しようとするものであり、自由民主主義の規範に照らして極めて問題があると言わざるを得ないとし、同法律の速やかな廃止を求めるとされている。

参議院内閣委員会における参考人質疑でも、憲法学者から、同法律は表現の自由及び思想・良心の自由を侵害し、また罪

刑法定主義を満たさないとの厳しい指摘がなされた。国会審議においても、これらの違憲性や処罰対象の不明確性に関する懸念は解消されないまま、同法律は成立に至ったものである。参考人の木下昌彦教授が述べたように、この法律は、最高裁判所において違憲無効とされるべき運命にある。

参議院内閣委員会では、付帯決議において、国旗に対する感情は個々に醸成されるものであり、国旗に対する特定の思想や感情を強制することのないようにする旨が明記された。しかし、付帯決議によって、表現内容に着目した処罰規定の違憲性や、構成要件の漠然不明確性が解消されるものではない。むしろ、国旗に対する特定の思想や感情を強制してはならないというのであれば、この法律が現実に適用される場面は生じないはずである。

この点、同法律の施行にあたり、警察庁は都道府県警に通告を発出し、本法の構成要件該当性、違法性阻却事由の判断等に関しては、組織的に検討を行うとともに、検察当局とも緊密に連携することを指示するなど、同法律の適用にあたっては慎重な対応が必要であるとする。捜査機関がかかる通告を出さざるを得ないということはまさに同法律には看過しがたい問題があることの証左である。

同法律は、憲法に適合する形で限定的に運用すれば足りるという性質のものではない。国旗を用いた批判的表現を捜査、逮捕、送致、起訴等の対象とする可能性があること自体が、市民の表現活動を萎縮させ、国旗及びそれが象徴するものへの敬意や愛着を心の内面にまで事実上強制することにつながる。憲法第73条第1号が法律の誠実な執行を定めていることは、捜査機関及び訴追機関が、憲法上重大な疑義を有する刑罰法規を、憲法上保護される表現行為に対して機械的に適用することまで求めるものではない。

よって、当会は、捜査機関及び訴追機関に対し、憲法尊重擁護義務及び刑事司法における適正な権限行使の要請に照らし、同法律が施行された後も、同法律を根拠として、国旗を用いた表現行為を捜査、逮捕、送致、起訴その他一切の刑事手続の対象としないことを強く求める。

また、国会に対し、憲法上重大な問題を内包する同法律を直ちに廃止するための立法措置を講ずることを求める。

当会は、今後も、思想及び良心の自由、表現の自由、自由で多元的な言論空間を守るため、同法律による表現行為に対する規制を許さず、その速やかな廃止を求めていく所存である。

2026(令和8)年8月12日
東京弁護士会 会長 石原 修

8月15日を迎えての会長談話

今から81年前（1945年）の今日、日本国民は「玉音放送」によって無条件降伏を知らされ、敗戦を受け入れました。その後連合国による占領支配を受けながら、荒廃した国土の復興と再建に取り組んできました。戦争放棄を宣言する新憲法を制定し、国民主権のもと、日本は戦後四半世紀の間に目覚ましい経済発展をなし遂げ、様々な社会問題を孕みながら20世紀後半には先進国と呼ばれるまでになりました。

日中戦争からアジア・太平洋戦争における日本人の戦没者は

310万人に達すると言われています。しかも、戦死者の多くが1944年以降のものであり、敗戦濃厚とされた情勢下で玉砕と言われた実態の多くが、補給路を断たれたことによる物資も人員も補充できない中での餓死や戦病死であったとされています。また一方で、沖縄戦、原子爆弾、空襲等におけるいわゆる一般戦争被害者に対する補償も十分になされていません。被害の面ばかりでなく、同時に、日本が近隣のアジア諸国に対して非人道的な侵略を行い、甚大な被害を与えた事実も忘れてはなりません。戦後80年以上を過ぎて、戦争を直接体験した世代

会長声明

の方が亡くなっていく中で、戦争被害の恐ろしさ、惨さが次世代に正しく継承されているか、もう一度振り返ってみる必要があります。子どもから大人まであらゆる世代が、まずは先入観無しに戦跡、資料館、記録映像、平和や人権のための活動等を見て、それを契機に平和や人権について考えるということは平和・人権教育の原点であり、これに対する規制は許されません。

新憲法は、基本原則として戦争放棄の条項を設け、一切の戦力を持たないと規定しました。その後の国際情勢から自衛のための必要最小限度の実力組織として自衛隊を創設しましたが、現在の自衛隊は、それを大きく超え、世界有数の実力（軍事力）を保有する状態となっています。日米安全保障条約と日米地位協定のため、日本国土には沖縄をはじめ各地に米軍基地が存在し、日本の領土でありながら事実上の支配権が米国にあるという地域も存在します。近年、中国の東シナ海・南シナ海への海洋進出と台湾問題が、東アジアの緊張の大きな要因になっているとして、日本はアメリカの要請を受けながら防衛力を急激に増大しており、日米合同訓練もより実戦に近い形で大規模に行われるようになってきました。専守防衛の限りで認めていたはずの防衛力が、敵基地攻撃も可能な防衛力へと変容しています。

こうした事態は、敗戦後の日本国民が手にした日本国憲法の理念にかなうもののでしょうか。

日本国憲法制定当時の国民は、他国を侵略すること、武力行使によって紛争を解決することの愚かさを十二分に知って、将来の国民とともに、憲法で戦争放棄を誓い、戦力の不保持を定めたはずです。他国の脅威に対抗するとして、武力による

抑止を進めるなら、軍事費は増大し、日本も軍事大国化への道をさらに歩むことになってしまいます。

世界では今、国連の常任理事国である大国が、国際協調よりも自国の利益を優先する事態になっています。ロシアの侵攻によって始まったウクライナ戦争は4年を経過しても和平の道筋は描けておらず、アメリカはイランに対する先制攻撃を行い、世界経済にも大きな打撃を与えています。イスラエルはガザの民衆に対するミサイルやドローンによる攻撃を繰り返しており、まさにジェノサイドを疑う事態となっています。こうした世界情勢に対しても、私たちは関心を持ち、平和の構築のために働きかける必要があります。日本国憲法はその前文で、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べ、「自国のこののみに専念して他国を無視してはならない」と述べています。私たちは、国際社会に対しても、平和の維持、構築のために努めていく責務があると考えます。

軍事力で国際紛争を解決しようとするのが誤りであることは、今現に起きている国際紛争を見ても明らかなことです。壊滅的とも言える敗戦を経てつかみ取った「軍事的価値の否定」という日本国憲法の平和主義の理念は、維持されるべきものと考えます。私たち弁護士、弁護士会は、このような憲法理念の実現のため、今後も政府に対して必要な意見を述べ、また、市民の皆さんと共に活動を続けていきます。

2026(令和8)年8月15日
東京弁護士会 会長 石原 修

令和8年8月千葉豪雨の発生を受けての会長談話

本年8月13日、台風や活発な前線の影響により千葉県を中心として記録的な大雨に見舞われ、千葉県内の各地に深刻な浸水や冠水、土砂崩れをもたらすなど、甚大な被害が発生しています。この度の災害によりお亡くなりになられた方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災されたすべての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災された皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻すためには、住宅・生業の再建に向けて、初期段階から躊躇なく専門家にアクセスできる体制の構築が不可欠です。東京弁護士会は、これまでに発生した大規模水害において被災者向け無料電話相談などを機動的に立ち上げ、被災された方々の生活・事業の再建に寄り添ってまいりました。

これらの活動で培った経験とノウハウを活かし、現地の被害状況や被災された皆様のニーズを踏まえ、無料相談活動や自然災害債務整理ガイドラインの利用サポートをはじめとする支援をすみやかに行わせていただく所存です。

被災地域の皆様が安心できる日常を取り戻せるその日まで、東京弁護士会は、同じ関東弁護士会連合会（関弁連）の絆を共有する一員として、千葉県弁護士会を支え、日本弁護士連合会や関弁連等と緊密に連携して、物心両面における迅速な被災者支援活動に全力を尽くしてまいります。

2026(令和8)年8月20日
東京弁護士会 会長 石原 修

死刑執行を受けての会長声明

2026(令和8)年8月21日、大阪拘置所において、1名の死刑が執行された。2025(令和7)年6月27日に1名の死刑が執行されて以来の死刑執行である。

本件は、5名の被害者の尊い命が奪われ、10名の被害者が重軽傷を負うなど極めて重大な結果が発生した事件であり、かかる犯罪行為は断じて許されないものである。平口洋法務大臣は、死刑の執行を命じるに際しては、死刑が極めて重大な刑罰であることから慎重な上にも慎重な検討を加えたとする。

しかしながら、死刑は、あらゆる人権の根源であり、国家が

何に代えても守らなければならない国民の生命を剥奪するということなのである。

死刑の廃止又は執行の停止を決める国々は広がりつつあり、最近も、長らく死刑の執行を停止してきたレバノンが中東諸国で初めて死刑制度廃止を決めたという報道があった。わが国でも、有識者による「日本の死刑制度について考える懇話会」が、委員16名の全員一致で、現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方には放置できない問題があり、早急に、国会及び内閣の下に公的な会議体を設け、死刑制度に関する根本的な

検討をすべきと提言している。平口法務大臣も記者会見において、多くの国民が必要を感じて議論に参加する形で、幅広い観点から議論がなされることが適切であると言及したほか、死刑に関する国民の理解を得るために情報公開を進めることが重要だと述べた。

死刑制度のあり方には様々な考え方があり得、世論においては、8割ほどが死刑はやむを得ないとしている一方で、死刑に代わり仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止する方がよいとするものも4割弱に上っている。

当会は、2020年9月24日の臨時総会において、「死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議」を採択しており、今回の死刑執行に強く抗議するものである。死刑に関する十分な情報開示がなされた上で広く国民的な議論を尽くし世論の醸成を待つべきであり、当会は、世論の熟成のために最大限の努力を行っていく所存である。

2026(令和8)年8月25日
東京弁護士会 会長 石原 修

再審法改正の成立に当たっての会長声明

1 刑訴法第4編「再審」(以下「再審法」という。)の改正は、第221回特別国会において、2026(令和8)年7月17日、参議院本会議で可決され、成立した。

再審法は約78年間一度も改正されていなかったが、今般初めて改正されたものであり、まずは再審法改正に向けて尽力されてきたえん罪被害者とその御家族、支援団体、市民の方々、国会議員の方々、地方自治体首長、地方議会の方々等に深甚なる敬意を表するものである。

成立した改正再審法は、①再審開始決定に対する検察官の不服申立を原則として禁止していること(第450条の2)、②再審請求審における証拠の提出命令の制度が新設されたこと(第445条の2)、③通常審に関与した裁判官を、一定の範囲で後の再審請求審から除斥すること(第438条)、④審判開始決定後の手続規定が整備されたこと(第447条の7～10)等、一定の評価をすべきものではある。

しかし、成立した改正再審法には、未だ不十分な点や懸念される事項が多数残されている。その主なものは、以下のとおりである。

第1に、再審開始決定に対する検察官の不服申立は「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に、例外的とはいえ許容されている。検察官が「十分に根拠がある」と判断すれば不服申立が可能となる制度であって再審が長引く問題の解決にはなっていない。国会審議では、裁判所が「十分な根拠」がないと判断した場合には早期に抗告を棄却することも可能との答弁がなされたものの、そのような運用がなされるか不透明である。

第2に、証拠の提出命令は、裁判所に証拠を提出する方法によるものとし、その対象を、「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」について、関連性、必要性、弊害の程度等を考慮し、相当と認めるものに限定している。

しかも再審請求者に対して証拠が直接開示される規定がなく、裁判所の職権により再審請求理由との「関連性」とは無関係に幅広く証拠が開示される規定もなく、証拠一覧表もインカメラで裁判所にしか開示されない。

そもそも証拠は捜査機関が独占できるものではない。これまでのえん罪事件も一見無関係に見える証拠の中から無罪の証拠が発見されたのであり、このような規定では、関連性、必要性、相当性を弁護人が具体的に主張、疎明しない限り、証拠開示が認められないおそれがある。また、裁判所が証拠の提出を命じない限り、再審請求人と弁護人は直接証拠にアクセスできないことになる。今後の運用次第では、これまでのえん罪事件で再審無罪を決定づけた証拠、なかでも*1袴田事件の「5点の衣類」のカラー写真や、*2福井事件の「テレビ番組の放映日」に関する*3捜査報告書書のような証拠も、提出されないおそれがある。

第3に、再審請求手続で検察官から提出された証拠につい

て、再審請求者と弁護人に目的外使用の禁止を定め、罰則も設けている(第445条の6)。

再審請求手続で新たに検察官から提出された証拠を適正に保管しなければならないことは言うまでもない。しかし、袴田事件では、支援者が「5点の衣類」のカラー写真を見て不自然だと発言したことが再審開始決定を獲得する新証拠のきっかけとなった。国会審議では、このように再審請求人とともに活動をしてきた支援者と間で、開示された新証拠を検討したり実験を行ったりすることは、目的外使用の禁止に当たらない旨の答弁がなされたが、運用次第ではその線引きは曖昧なものになりかねない。また、報道機関やジャーナリストが、裁判の証拠等を取材して問題を指摘したり、国民の知る権利のために活動したりすることも目的外使用にあたると思われる懸念があり、萎縮効果は非常に大きいものがある。

2 今回の再審法改正は、その立法事実として、袴田事件や福井事件等のえん罪事件において、検察官による無罪証拠の隠蔽、再審開始決定に対する不服申立で、再審無罪を獲得するまで極めて長い年月がかかり、えん罪被害者の人生が奪われているという深刻な状況があった。すなわち、今回の再審法改正は、検察改革の側面があった。

しかるに、2025(令和7)年6月18日に「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が再審法の抜本的な改正案を衆議院に提出するや否や、検察官・検察庁と密接な関係がある法務省は、これと重複・並行して、自らが事務局を務める法制審議会にて、再審法改正案の審議を行うこととし、しかも、研究者委員の人選基準等は極めて不透明なまま、再審や誤判に関して積極的に研究してきた研究者は選ばれることなく審議を行い、その結果、上記のような不十分な改正となってしまった。

本年7月10日に公表された名古屋高検作成の福井事件に関する調査結果報告書では、上記捜査報告書を弁護人に開示しないまま第1次再審請求の再審開始決定に対して検察官が不服申立を行ったことについて、「これを取り消されるべき十分な理由があるものと判断した」としており、これでは従前と変わらぬ運用がなされるおそれがある。

今回の再審法改正に際して、法務省、検察庁は、近年でも多数のえん罪事件が判明しているという事実について顧みず、終始一貫して消極的な姿勢を取り続けてきたことについては、極めて遺憾である。

3 改正再審法の附則では、①改正法の施行後5年毎に見直しを行うこと、見直しを検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止が明記され(附則第2条)、②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行うとされた(附則第4条)。

当会は、成立した再審改正法の適正な解釈及び運用を求めていくとともに、5年後の見直しに向けて、えん罪被害者を迅速かつ容易に救済する再審法を実現するための運動を、引き続き市民や報道機関とともに進めていく決意である。

*1: https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/saishinhou_kaisei_2.pdf

*2: https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/saishinhou_kaisei_5.pdf

*3: 「目撃証人」が事件を目撃した日に放映されていたとされる番組の放映日が、実際は別の日であったとの内容が記載された捜査報告書

2026(令和8)年8月28日
東京弁護士会 会長 石原 修

関東大震災時の朝鮮人・中国人虐殺を教訓にヘイトスピーチ・ヘイトクライムを根絶するための施策などを求める会長声明

1923(大正12)年9月1日、関東大震災が発生し、10万人を超える方が亡くなられた。震災による混乱や不安に乗じて、朝鮮人や中国人に関する流言飛語(デマ)が飛び交い、これを信じた人々による多くの虐殺が行われた。当会は、これらすべての被災者・犠牲者の方々に心から哀悼の意を表明する。

内閣府中央防災会議の調査によれば「関東大震災時には、官憲、被災者や周辺住民による殺傷行為が多数発生した。」「殺傷事件による犠牲者の正確な数は掴めないが、震災による死者数の1～数パーセントにあたる」と報告されている(「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書1923 関東大震災【第2編】」(2009(平成21)年3月))。震災直後は流言の報道がなされたが、その後は虐殺の報道がなされており、当時の裁判所も、朝鮮人を殺害した者について多数の有罪判決を出している。また、著名人を含む無数の方々が、目撃談・体験談を残している。そして上記報告書の中で、迫害の背景には、マイノリティへの無理解と差別意識があったことが指摘されている。

日本弁護士連合会も2003(平成15)年8月25日、政府に対し、「国は関東大震災直後の朝鮮人、中国人に対する虐殺事件に関し、軍隊による虐殺の被害者、遺族、および虚偽事実の伝達など国の行為に誘発された自警団による虐殺の被害者、遺族に対し、その責任を認めて謝罪すべきである」等と勧告している。

しかし、政府は、2017(平成29)年11月10日、関東大震災に際し、流言飛語による殺傷事件が発生し、朝鮮人が虐殺されたという事実については、政府内にそれらの事実関係を把握することのできる記録が見当たらないと答弁し、その後も同様の答弁が続いている。また、都立横網町公園で例年行われている朝鮮人犠牲者追悼式典に、歴代の東京都知事は追悼文を送付してきたが、現都知事は同年以降、送付を中止してい

る。虐殺の歴史的事実を歪曲して無かったことにするなどということは決してあってはならないことである。

関東大震災における虐殺は、人種・民族差別的言動が蔓延したうえで引き起こされた大規模なヘイトクライムであり、現在の私たちも、この歴史的事実を災害発生時を含むあらゆる場面での教訓としなければならないものである。

しかるに、大震災での惨事から103年が経過した今も、ヘイトスピーチが、公道や公園など公共空間や、インターネット上に溢れ、脅迫、暴行、傷害、放火などヘイトクライムも生じており、現在も差別や暴力を恐れて生活せざるを得ない多くの人々がいる。

東京都は、2018(平成30)年に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、ヘイトスピーチの認定など一定の成果をあげているが、都内でヘイトスピーチを伴うデモや街頭宣伝は繰り返され、インターネット上のヘイトスピーチも全く止まっていない。

当会は、2020(令和2)年6月22日に「9.1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園占用許可につき不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明」、2023(令和5)年8月31日に「国及び東京都に対し、関東大震災100年の節目にあたり、人種差別を根絶するための施策等を求める会長声明」を発出した。

当会は、国及び東京都に対し、関東大震災時の朝鮮人や中国人らに対する虐殺の事実を直視し、上記報告書が引用している資料をはじめとする大量の資料を確認し、その資料を公開するなどして教訓化し、人種・民族差別を根絶するための施策を実施することを強く求める。

2026(令和8)年8月31日
東京弁護士会 会長 石原 修